

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	59 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	46 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	66 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	44 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることが分かった。会社を辞めたときに母から国民年金の加入を勧められ、母が加入手続をし、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれた。結婚後は私が納付してきた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、国民年金の加入手続を行い申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、その母は国民年金制度発足時に 47 歳であるにもかかわらず、制度発足の昭和 36 年 4 月から 60 歳になる 49 年*月まで保険料を納付しており、国民年金制度の理解と保険料の納付意識は高かったものと認められ、申立人の母が保険料を納付したとする申立人の主張に信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人の国民年金保険料は、申立期間以外に未納は無く、国民年金加入期間約 40 年のうち、短期間である 3 か月間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 37 年 10 月から 40 年 2 月まで
③ 昭和 40 年 3 月から 55 年 5 月まで

申立期間①及び②については、昭和 36 年 4 月に A 市役所で国民年金に加入してから、定期的に 1 か月当たり 150 円の国民年金保険料を A 市役所で納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらった記憶があり、全て納付したはずで未納があることに納得できない。

申立期間③については、昭和 40 年 3 月から国民年金保険料を納付していなかったため、年金についてはあきらめていたが、55 年 6 月頃に A 市役所から「今まで納付しなかった期間の国民年金保険料として 7 万円の保険料を納付すれば 25 年納付したことになり、国民年金をもらえる権利が復活する。」ということを知り、A 市役所で再び加入し、同時に提示された 7 万円の保険料を一度に A 市役所で納付した。しかし、この時に納付した 7 万円の保険料が、現在受給している年金額に反映されていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入してから定期的に 1 か月当たり 150 円の国民年金保険料を A 市役所で納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳払出簿から 36 年 2 月ころに払い出されていることが確認でき、かつ、36 年 4 月に任意加入していることから、申立期間①は、納付可能な期間である。

また、申立期間①前後の期間は納付済みであり、申立人が、3か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、全て納付したはずとしているが、申立人は申立期間②直後の昭和 40 年 3 月に国民年金の任意加入資格を喪失した前後の納付状況やこの資格喪失の手続をした時の記憶が明確でなく、保険料の納付状況が不明である。

また、口頭意見陳述において、申立人が申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい申述や証拠を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和 55 年 6 月頃に A 市役所から「今まで納付しなかった期間の国民年金保険料として 7 万円の保険料を納付すれば 25 年納付したことになり、国民年金をもらえる権利が復活する。」ということ聞き、A 市役所で再び加入手続し、同時に提示された 7 万円の保険料を一度に A 市役所で納付したとしているが、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録によると、申立期間③は国民年金に任意加入していなかった期間であり、制度上、申立期間③の保険料は遡って納付できない期間である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録には、申立人が再び任意加入したのは昭和 55 年 6 月 19 日と記載されており、この当時、7 万円の保険料を納付すれば 25 年納付したことになるといような制度は存在しない。

さらに、口頭意見陳述において、申立人が申立期間③について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい申述や証拠を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年3月まで

私は、平成2年4月からA県に居住し有限会社に勤務したが、同社は厚生年金保険には未加入であったため、国民年金の加入手続をした。翌年、B市（現在は、C市）に戻って就職し厚生年金保険に加入した。申立期間の国民年金保険料については、3年4月以降に郵便局等で納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月からA県に居住し有限会社に勤務したが、同社は厚生年金保険には未加入であったため、国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料については、B市に戻った3年4月以降に郵便局等で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、保険料を納付したとする3年4月以前の2年4月頃に払い出されたと推認され、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、申立人が、3か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から42年10月まで
② 昭和58年8月から60年3月まで

私は、申立期間当時、厚生年金保険の無い個人会社に勤めていたので、A市役所及びB市役所で国民年金の加入手続をした。それらの期間中は、健康保険の切替手続を必ずやっており、国民年金へも加入したはずである。申立期間中の国民年金保険料は妻が納付した。

申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料については、その妻が納付したとしているところ、A市の国民年金手帳記号番号払出補助簿から、申立人に対して国民年金手帳記号番号が昭和41年5月頃に払い出されていることが確認でき、申立期間①当時に、A市役所で国民年金の加入手続をしたという申立人の申述に不自然さは見られない。

また、上記の昭和41年5月頃に払い出された国民年金手帳記号番号は、「厚生年金と重複加入」との理由で取り消されていることが確認できるが、その当時に申立人が厚生年金保険に加入した事実はなく、国民年金への加入を取り消される理由が無いことから、行政側の記録管理に不備があった可能性を否定できない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したとしている申立人の妻は、申立期間①は納付済みである上、申立人が22か月間と比較的短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、B市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料はその妻が納付したとしているが、申立人が所持する国民年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和63年1月1日と記載されていること、及びB市の国民年金被保険者台帳にも、申立人の資格取得日は同じく63年1月1日と記載されていることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人が申立期間②の前後に国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から42年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

成人式で「今年から学生でも国民年金保険料を納付することになった。」という資料が配付されたので、申立期間について免除申請の手続に行ったが、承認されず保険料の督促状が何回か届いた。そこで、就職後の初めてのボーナスで申立期間の国民年金保険料 10 万円ほどをA社会保険事務所（当時）で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、成人式で「今年から学生でも国民年金保険料を納付することになった。」という資料が配付され、免除申請の手続に行ったが、承認されず保険料の督促状が何回か届いたため、就職後の初めてのボーナスで未納の国民年金保険料 10 万円ほどをA社会保険事務所で納付したとしている。これについて、申立期間は申立人が就職後初めてのボーナスで納付したとする平成4年6月から同年8月頃までの時点では過年度納付可能な期間であるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から4年1月頃に払い出されたと推認されることから、その申述に不自然さは見られない。

また、申立人が納付したとする保険料額 10 万円は、実際の納付に必要な当時の申立期間の保険料額 10 万 8,000 円とほぼ合致している上、申立人が、12 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から53年3月まで

申立期間当時、私は浪人中で無職だったため、母が私の20歳（昭和51年*月）の頃に国民年金の加入手続をしてその後は国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（昭和51年*月）の頃にその母が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から53年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であり、申立人が、16か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は申立期間以外の未納期間は無く、同居のその母も申立期間の保険料は納付済みとなっており、国民年金保険料の納付意識が高いと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 及び 同年 9 月

私は、昭和 44 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を、同年 8 月 12 日に納付した。そのうち、申立期間の保険料は還付されているとのことだが、当該期間の保険料が還付された記憶は無く、また、還付される理由も無い。

申立期間の保険料が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 8 月 12 日に納付した 44 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料のうち、申立期間の保険料が還付されている記録となっていることについて、還付された記憶は無く、還付される理由も無いとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人は、44 年 7 月から同年 9 月までの保険料を同年 8 月 12 日に納付していることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和 44 年 8 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失していること、及び申立期間の国民年金保険料の還付について、記載されている。

しかしながら、申立人は、申立期間当時はA市の実家に居住し、家事手伝いをしていたとしている上、上述の国民年金被保険者資格喪失時点において厚生年金保険や共済年金に加入するなど、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する事由は見当たらないことから、申立人が昭和 44 年 8 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間の保険料が還付されている

のは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

申立期間のうち昭和 56 年 3 月*日の結婚の前の期間は、父が国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、申立期間のうち結婚後の保険料については、私自身が未納の無いよう納付してきた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち結婚前の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間について、申立人は、その父が国民年金保険料を納付してくれたはずであるとしているところ、申立人の保険料納付記録は、当該期間の直前まで納付済みとなっている上、当該期間に対応する期間の申立人の父及び母の保険料納付記録は納付済みとなっている。

また、申立期間のうち結婚後の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間について、申立人は、申立人自身が保険料を納付しており、未納は無いはずであるとしているところ、当該期間直後の保険料は納付済みとなっている上、A市被保険者名簿の当該期間の補記欄に「完納」と記載されている。

さらに、申立人が 24 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月の付加保険料を含む国民年金保険料及び57年4月から同年7月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月
② 昭和 57 年 4 月から同年 7 月まで

申立期間①及び②当時、私は国民年金に任意加入し、定額保険料に加え付加保険料も納付していた。

申立期間①は、昭和 55 年 9 月に A 市に転居し、A 市役所で転入手続や国民年金の住所変更手続等を行った際、当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料も一緒に納付したと思う。

申立期間②は、定額保険料のみ納付済みとなっているが、付加保険料も納付していたはずである。

申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、昭和55年9月にA市に転居し、A市役所で転入手続や国民年金の住所変更手続等を行った際に、当該申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付し、また、申立期間②についても付加保険料を納付していたはずであるとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②を含む49年3月から61年3月までの期間は国民年金に任意加入している上、そのうち、52年10月からは付加年金に加入している記録となっており、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料は、納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和48年4月から、

60歳に達する前月の平成21年*月までの国民年金保険料を、申立期間①を除き全て納付しており、申立期間①以前の昭和52年10月から申立期間②以降の61年3月までの期間については、申立期間①及び②を除き付加保険料を含む国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められ、申立人が、1か月と短期間である申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び4か月と短期間である申立期間②の付加保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から同年 9 月まで

私は、近くの公園で知人から国民年金の任意加入を勧められ、急いで加入しようと思い A 区役所に行き加入手続をして、そこで何か月分かの保険料を納めた。それからは A 区役所から年に何回か送られてくる納付書が届くたびに区役所に行き、何か月分かの保険料を納めていた。

申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続の契機について具体的に陳述するとともに、申立人が主張する国民年金保険料納付方法は、加入手続時に現年度保険料を納付させ、その翌年度の保険料については 3 か月ごとの納付書を 4 半期ごとに送付していたとする A 区役所の当時の取扱いと符合している。

また、昭和 54 年 2 月 6 日に国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが申立人の所持する年金手帳により確認ができ、申立期間は現年度納付が可能な期間である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間中に申立期間を除き未納が無く、納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から同年12月まで

転職により、厚生年金保険を脱退した昭和60年5月頃、再就職した大学では、年金や健康保険に加入できなかったため、当時住んでいたA区かB市で国民年金の加入手続きを行い、保険料は職場の近所の金融機関で納付していたと記憶している。保険料は定額保険料を納付していたのか又は定額保険料と併せて付加保険料を納付していたのか不明だが、空白期間を作らないように国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時住んでいたA区かB市で国民年金の加入手続きを行い、定額保険料又は定額保険料と併せて付加保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年1月頃B市で払い出されたと推認され、その時点では申立期間は保険料の現年度納付が可能な期間であり、8か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は認められない。

また、申立人は、申立期間以外は未納が無く種別変更手続きも適切に行っており、付加保険料を納付するなど保険料の納付意識は高いと認められる。

一方、申立人は、申立期間における付加保険料の納付について明確に覚えていないとしているが、付加年金は任意加入であるところ、B市国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人が昭和61年1月10日に付加年金加入の申出を行った記録が確認できることから、申立人は申立

期間の付加保険料を遡って納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①について、昭和 52 年 5 月末で会社を退職した際、母から、「将来のため国民年金に加入した方がよい。」とのアドバイスを受け、国民年金に加入した。同年 6 月頃、母が A 市役所（現在は、B 市役所）で加入手続を行ったと記憶している。以後は、毎月生活費を母に渡しており、母が自身の分と一緒に私の保険料を同市役所に納付していたはずである。

申立期間②について、母が昭和 57 年 8 月の自身の国民年金保険料を納付し終わった後は、私が自分で郵便局や銀行で納付していた。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その母が昭和 57 年 8 月の自身の国民年金保険料を納付し終わった後は、申立人自身が郵便局や銀行に保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、57 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間②は保険料納付が可能な期間であり、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、保険料を A 市役所に納付していたと申し立てているが、国民年金の加入

手続及び保険料納付を行ったとするその母からは事情を聴取することができず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和 57 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち 52 年 6 月から 54 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、55 年 1 月から 57 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、上記のとおり保険料の加入状況及び保険料納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索及び C 年金事務所での払出簿閲覧により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の A 市国民年金被保険者名簿には、「昭和 57 年 4 月 1 日加入届」と記載がされており、この記載内容は国民年金手帳記号番号の払出時期と符合する。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

国民年金の加入手続については、昭和39年2月にA区に住所を移転してから数年後に区役所で行った。加入手続後の国民年金保険料は、全て納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に住所を移してから数年後に区役所で国民年金の加入手続を行い、その後の保険料については全て納付したはずであるとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳に昭和43年11月15日発行と記載されていることから、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付しており、その後の保険料も全て納付済みであることから、納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A株式会社B工場に昭和59年5月31日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同日となっている。

自分は、昭和59年6月1日から当該事業所の子会社であるC株式会社に転籍しており、Aグループには継続して在籍していたため、空白の期間が生じることはあり得ないので、申立期間を転籍前のA株式会社の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時におけるA株式会社の総務部長は、「申立人は、Aグループを一旦辞めることなく、C株式会社に転籍した。」と供述していることから判断すると、申立人は、A株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和59年6月1日に同社からC株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和59年4月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと主張するが、厚生年金保険の資格喪失日と厚生年金基金の資格喪失日及び雇用保険の離職日の翌日が同日となって

おり、社会保険事務所（当時）、厚生年金基金及び公共職業安定所の3者が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和59年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に行われるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。
なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月1日から45年2月28日まで
② 昭和45年2月28日から同年3月1日まで

ねんきん特別便によると、申立期間①のA株式会社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

また、昭和45年2月28日にA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年3月1日にB組合において再取得しているが、42年8月から継続してB組合に勤務しており、申立期間②の被保険者期間が1か月空白となっている。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、当該期間より前に勤務した事業所に係る被保険者期間及び当該期間と支給

決定日の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、これを失念するとは考え難い。

また、当該期間と支給決定日の間にある被保険者期間は同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及びA株式会社からの回答から判断すると、申立人は当該期間に同社及び同社の関連事業所であるB組合に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該期間及びオンライン記録においてA株式会社における被保険者期間となっている期間について、「B組合に勤務していた。」としているが、適用事業所名簿によると、B組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年3月1日であり、両期間において同組合は適用事業所となっていないことが確認できるところ、A株式会社は、B組合が厚生年金保険の適用事業所となる前の同組合の従業員の社会保険の取扱いについて、「A株式会社の被保険者として加入させていた。」と回答していることから、申立期間②についてはA株式会社における被保険者期間とする取扱いであったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和45年1月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は不明としているが、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社は、申立人の資格喪失日について「昭和45年2月28日」と社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 26 日から 11 年 2 月 28 日まで
A 株式会社に勤務していた平成 10 年 10 月 26 日から 11 年 2 月 28 日までの期間について、取得時に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認された。当時は当該事業所の経営には携わっていなかった。調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する 41 万円と記録されていたところ、平成 11 年 2 月 8 日付けで、10 年 10 月 26 日に遡って 6 万 8,000 円に引き下げられ、事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（11 年 2 月 28 日）まで継続していることが確認できる。

また、申立期間当時に申立人が勤務していた A 株式会社の元代表者及び当時同社に勤務していた 32 人の元同僚のうち 3 人についてもオンライン記録によると、平成 11 年 2 月 8 日付けで 10 年 10 月 26 日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われている上、当該事業所の元代表者及び元同僚 7 人については、11 年 3 月 2 日付けで同年 2 月 28 日に遡って被保険者資格の喪失処理が行われている。

さらに、平成 10 年度滞納処分票から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人は A 株式会社の取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の元取締役二人は「申立人は総務担当

であったが、A株式会社に係る経営の実権は社長が握っていて、社会保険事務所への標準報酬月額減額届出の最終判断は社長が行った。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 2 月 8 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 31 日
② 平成 16 年 8 月 26 日
③ 平成 17 年 8 月 26 日

A株式会社から申立期間①から③までの決算賞与が支給され、その賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与に関する記録が無い。当該期間に係る賞与分の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書から、申立人は、申立期間①から③までにおいて、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、各申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年11月1日から62年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(現在は、株式会社B)における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月1日から62年2月28日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が漏れている。

この期間は保管してある給与明細書で昭和61年11月分及び62年1月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた株式会社Aに係る昭和61年11月、62年1月及び同年3月の給与明細書(給与の締め日:毎月末日、給与の支払日:翌月5日)から、申立人が申立期間においても同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和61年11月1日から62年1月1日までの期間については、株式会社Aが保管していた当時の就業規則届から、同社における保険料は翌月控除方式であったことが確認できるところ、申立人が所持する同年1月の給与明細書により、61年12月に係る厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

さらに、申立人は、昭和61年12月の給与明細書は所持していないものの、同月の前後における同年11月及び62年1月の給与明細書において保険料控除が認められることから判断すると、61年12月に係る給与明細書においても保険料が継続して控除されていたことが推認できる。

一方、昭和 62 年 1 月 1 日から同年 2 月 28 日までの期間については、申立人は、同年 2 月に係る給与明細書を保管していないことから、同年 1 月に係る保険料控除を確認することができない上、同年 3 月に係る給与明細書において保険料控除が無かったことが確認できるほか、同僚及び事業主からも勤務実態及び保険料控除について明確な供述を得ることができず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 1 月 1 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、昭和 61 年 12 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和 61 年 11 月の標準報酬月額については、申立人から提出された 61 年 11 月及び 62 年 1 月の給与明細書において標準報酬月額 9 万 2,000 円に基づく保険料額が控除されていることから、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 61 年 11 月及び同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
有限会社 A に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、9 万 2,000 円となっているが、月給は 41 万円であったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る有限会社 A における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、平成 9 年 8 月 15 日付けで、申立人を含む取締役 5 人の標準報酬月額が遡って訂正されており、申立人については、標準報酬月額が 6 年 11 月まで遡って、9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、当該事業所の商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人は取締役であったことが確認できるが、当時の役員及び 4 人の同僚は、「申立人は、B 職であり、社会保険に関する事務は行っていなかった。」と供述している。

また、日本年金機構 C 年金事務所から提出された平成 9 年度滞納処分票の事蹟によると、当該事業所は申立期間当時において社会保険料を滞納していたことが確認できるとともに、滞納整理に係る相談は全て事業主が行っていることが確認できることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 9 年 8 月 15 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所において、こ

のような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年11月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年2月2日から36年9月9日まで
② 昭和36年9月9日から38年5月1日まで
③ 昭和39年3月1日から43年4月15日まで

今回日本年金機構から届いた通知を見たら、株式会社A（申立期間①）、B社（申立期間②）及びC株式会社（申立期間③）の期間が脱退手当金を受給した記録となっている。しかし、私は脱退手当金を請求し受給した記憶は無い。脱退手当金を受給したとされる期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前の2つの事業所（D社、E株式会社）及び申立期間②と③の間の被保険者期間（F株式会社）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、D社については、申立人が最初に勤務した事業所であること、E株式会社については、約1年半勤務した事業所であること、及びF株式会社については、全ての申立期間と同一の厚生年金保険被保険者番号で管理されていたことから、これらの3つの被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている3つの被保険者期間は、全ての申立期間と同じ管轄のG社会保険事務所（当時）で各事業所の事業所別被保険者名簿が管理されているにもかかわらず、3つの事業所が未請求となっていることは事務処理上不自然である。

さらに、脱退手当金の計算の基礎となった申立期間②に係る事業所別被

保険者名簿の申立人の性別は男性と記録されており、申立人の厚生年金保険の記録管理において適切さを欠いている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月13日から40年6月1日まで

昭和36年5月1日から47年3月1日までC株式会社及びその関連会社であるA株式会社に継続勤務した。この期間のうち、39年8月13日から40年6月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間は、39年7月頃、当時勤務していたC株式会社D工場長からの口頭による異動命令を受け、同社の関連会社であるA株式会社B工場に出向勤務していた期間であったと記憶している。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社B工場の雇用保険記録上の承継会社であるE株式会社において、資格取得日が昭和39年9月1日、離職日が41年6月30日の被保険者記録が確認できる上、39年8月22日から同年9月30日までA株式会社B工場に出向勤務していた同僚は、「出向期間において、申立人は、B工場において勤務していた。」と供述している。

また、申立人は、「C株式会社とA株式会社は関連会社であり、C株式会社の社命により、昭和39年8月頃、A株式会社B工場へ異動した。」と供述しているところ、オンライン記録により両社において被保険者であることが確認できる者12人に問い合わせ、回答した9人全員から「両社は関連会社であり、自分の異動は社命によるものである。」との供述が得

られた。

さらに、同僚の一人は、「昭和 39 年 5 月頃に C 株式会社 D 工場において労働紛争が発生したため、申立人が関わる生産ラインを関連会社である A 株式会社 B 工場に移設することとなり、それに伴い申立人も A 株式会社 B 工場へ社命により異動させられたと思う。自分も申立人と同様に C 株式会社 D 工場から A 株式会社 B 工場に異動し、再び C 株式会社に戻っているが、両社に係る厚生年金保険の被保険者記録に空白期間は無い。」と供述しているところ、オンライン記録から、当該同僚の C 株式会社及び A 株式会社に係る被保険者期間に空白は無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、C 株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和 38 年 8 月 13 日に、C 株式会社 D 工場から、A 株式会社 B 工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「当時の資料は保存しておらず、申立人の同社における勤務、厚生年金保険に係る届出及び保険料の控除、納付については不明。」としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年1月26日まで

有限会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額53万円が、平成3年7月1日に遡って9万8,000円に引き下げられているのはおかしい。当時は営業担当専務取締役であり、遡及訂正を知らされておらず、関与もしていないので、遡及訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年7月から4年12月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年1月31日以後の同年2月18日付けで申立人を含む二人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の場合は、3年7月から4年12月までの期間の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成4年度に係る市税等納付催告書における市県民税から算出した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が当時の最高等級額の53万円であることが認められる。

さらに、同僚15人に照会したところ、そのうちの4人は、「申立人は専務取締役であったが、営業担当であった。遡及訂正事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当た

らず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日及び申立期間②に係る18年7月14日の標準賞与額に係る記録を67万5,000円、申立期間③に係る同年12月15日の記録を71万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日及び18年7月14日について67万5,000円、同年12月15日について71万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 14 日の 67 万 5,000 円、同年 12 月 15 日の 71 万 2,000 円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を45万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年7月15日

社会保険庁(当時)の記録によると、A社での申立期間の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日について45万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月9日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る17年7月15日の45万9,000円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は同年7月15日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日、申立期間②に係る18年7月14日及び申立期間③に係る同年12月15日の標準賞与額に係る記録を48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日、18年7月14日及び同年12月15日について48万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日の 48 万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日及び申立期間②に係る18年7月14日の標準賞与額に係る記録を48万円、申立期間③に係る同年12月15日の記録を48万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日及び18年7月14日について48万円、同年12月15日について48万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 14 日の 48 万円、同年 12 月 15 日の 48 万 9,000 円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を21万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年7月15日

社会保険庁(当時)の記録によると、A社での申立期間の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日について21万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月9日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る17年7月15日の21万2,000円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は同年7月15日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日、申立期間②に係る18年7月14日及び申立期間③に係る同年12月15日の標準賞与額に係る記録を42万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日、18年7月14日及び同年12月15日について42万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日の 42 万 9,000 円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を50万1,000円、申立期間②に係る18年7月14日及び申立期間③に係る同年12月15日の記録を55万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日について50万1,000円、18年7月14日及び同年12月15日について55万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日の 50 万 1,000 円、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日の 55 万 2,000 円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日及び申立期間②に係る18年7月14日の標準賞与額に係る記録を53万5,000円、申立期間③に係る同年12月15日の記録を53万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁(当時)の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日及び18年7月14日について53万5,000円、18年12月15日について53万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 14 日の 53 万 5,000 円、同年 12 月 15 日の 53 万 6,000 円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日及び申立期間②に係る18年7月14日の標準賞与額に係る記録を64万円、申立期間③に係る同年12月15日の記録を61万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日及び18年7月14日について64万円、18年12月15日について61万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 14 日の 64 万円、同年 12 月 15 日の 61 万 2,000 円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日及び申立期間②に係る18年7月14日の標準賞与額に係る記録を68万6,000円、申立期間③に係る同年12月15日の記録を63万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁(当時)の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日及び18年7月14日について68万6,000円、18年12月15日について63万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 14 日の 68 万 6,000 円、同年 12 月 15 日の 63 万 7,000 円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日及び申立期間②に係る18年7月14日の標準賞与額に係る記録を75万6,000円、申立期間③に係る同年12月15日の記録を78万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日及び18年7月14日について75万6,000円、18年12月15日について78万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 14 日の 75 万 6,000 円、同年 12 月 15 日の 78 万 3,000 円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日及び申立期間②に係る18年7月14日の標準賞与額に係る記録を78万4,000円、申立期間③に係る同年12月15日の記録を84万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日及び18年7月14日について78万4,000円、18年12月15日について84万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 14 日の 78 万 4,000 円、同年 12 月 15 日の 84 万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を50万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年7月15日

社会保険庁(当時)の記録によると、A社での申立期間の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日について50万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月9日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る17年7月15日の50万3,000円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は同年7月15日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を85万円、申立期間②に係る18年7月14日及び申立期間③に係る同年12月15日の記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日について85万円、18年7月14日及び同年12月15日について100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日の 85 万円、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日の 100 万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日及び申立期間②に係る18年7月14日の標準賞与額に係る記録を90万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①及び②の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日及び18年7月14日について90万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月9日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与

支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 14 日の 90 万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 14 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成18年7月14日の標準賞与額に係る記録を34万3,000円及び申立期間②に係る同年12月15日の記録を41万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月15日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①及び②の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成18年7月14日について34万3,000円及び同年12月15日について41万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月9日に、事業

主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人
に係る 18 年 7 月 14 日の 34 万 3,000 円及び同年 12 月 15 日の 41 万 6,000
円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 18 年 7
月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していな
いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を9万円、申立期間②に係る18年7月14日及び申立期間③に係る同年12月15日の記録を39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

社会保険庁（当時）の記録によると、A社での申立期間①、②及び③の賞与が、標準賞与額として反映されていないことになっている。

事業主は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届の提出を怠ったことを認めており、当該保険料の納付に応じるとしているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成17年7月15日について9万円、18年7月14日及び同年12月15日について39万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 9 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 7 月 15 日の 9 万円、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日の 39 万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 17 年 7 月 15 日、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日は90万1,000円、18年7月14日は78万8,000円、同年12月15日は94万5,000円、19年7月13日は79万2,000円、同年12月14日は89万1,000円、20年7月15日は79万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月13日
⑤ 平成19年12月14日
⑥ 平成20年7月15日

ねんきん定期便によると、全ての申立期間において、A株式会社から支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与明細書から、申立期間について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から、申立期間①は90万1,000円、申立期間②は78万8,000円、申立期間③は94万5,000円、申立期間④は79万2,000円、申立期間⑤は89万1,000円、申立期間⑥は79万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年10月1日まで

平成6年6月1日から9年10月29日までの間、株式会社Aに継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、年金事務所の記録では、申立期間である8年11月から9年9月までの標準報酬月額が当時の給与支給額と異なり、引き下げられた記録となっているので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する22万円と記録されていたところ、平成9年8月28日付けで、8年11月1日に遡って19万円に引き下げられていることが確認できる上、事業主を含むほかの社員7人全員の標準報酬月額も、9年8月28日付けで、8年11月1日に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人と同様に遡及訂正されている上記元同僚が提出した申立期間に係る給与明細書から、元同僚は申立期間において、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、複数の元同僚は、「事業所は、経営状態が悪く資金繰りに窮していたので、退社する者が多かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成9年8月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について8年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認め

られない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年 11 月から 9 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である 22 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 33 万 3,000 円、申立期間②は 36 万円、申立期間③及び④は 40 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 15 日
② 平成 17 年 6 月 15 日
③ 平成 18 年 12 月 15 日
④ 平成 19 年 6 月 15 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から④までの期間について、賞与から保険料を天引きされているにもかかわらず、社会保険庁（当時）の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を添付するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成 16 年分から 19 年分までの申立人の所得税源泉徴収簿並びに申立人が保管する 16 年 6 月分、17 年 6 月分及び 18 年 12 月分の給料（賞与）支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①については 33 万 3,000 円、申立期間②については 36 万円、申立期間③及び④については 40 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間に係る賞与支払届を何らかの理由で、社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、納付もしていない。」と回答していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける平成17年12月9日の標準賞与額の記録を26万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

株式会社Aから支給された申立期間の賞与の記録が無いが、賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社Aに係る平成17年12月支給の賞与支給明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与支給明細書から26万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月支給の賞与保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年1月19日であったと認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月19日から6年1月19日まで

B区にある株式会社Aに勤務していた時の厚生年金保険の記録は、平成5年*月*日までとなっているが、会社には65歳を過ぎた6年8月31日まで勤務しており、会社も同年同月まで保険料を社会保険事務所(当時)に納めていたとのことである。平成6年4月分の給与明細書と同年9月に会社が提出した資格喪失届の写しを提出するので、申立期間について、調査の上、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る全申立期間の給与明細書の控えにより、申立人は、申立期間を継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、事業所が保管していた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主は、申立人が平成6年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っており、同年同月14日付けで社会保険事務所へ受理されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、同社における申立人に係る被保険者資格喪失日は、当初平成6年9月1日であったものが、同年10月20日付けで5年10月1日の定時決定が取り消された上で同年*月*日に訂正されていることが確認できるところ、上記喪失届受理後の6年9月29日付け

で、申立人の生年月日が、昭和5年*月*日であったものが4年*月*日に訂正され、申立人の年齢は、当初の資格喪失日であった平成6年9月1日時点では64歳であったものが、当該生年月日の訂正により、厚生年金保険の被保険者となれない65歳となったことから、社会保険事務所において、遡った申立人の被保険者資格の喪失処理が行われたことがうかがえる。当該生年月日の訂正及び申立人の申立期間における継続勤務を踏まえると、社会保険事務所において訂正すべき申立人の資格喪失日は、65歳誕生日の前日である同年*月*日であるところ、誤って1年早い64歳の誕生日の前日である5年*月*日とする事務処理が行われたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成5年*月*日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の65歳誕生日の前日である6年*月*日に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る訂正前のオンライン記録から28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（69万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を69万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社Aに勤務していたときの平成18年12月分の標準賞与額は、賞与明細書の賞与支払額より低くなっているため、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及び株式会社A提出の「全社員賞与集計表（簡易）」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（69万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社A提出の厚生年金保険被保険者標準賞与決定通知書において、賞与額が51万7,753円と記載されており、事業主も誤って51万7,000円の標準賞与額に相当する賞与額（51万7,753円）の届出を行ったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場における資格取得日は昭和21年5月6日、資格喪失日は同年8月1日であると認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月6日から同年8月1日まで
② 昭和24年7月10日から26年4月1日まで

昭和21年5月にA株式会社B工場に入社し、C作業に従事した。また、24年3月にD株式会社に入社し、26年3月まで継続して勤務した。厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A株式会社B工場に勤務していた期間の記録及びD株式会社に勤務していた期間のうち、24年7月から26年3月までの期間の記録が無かった。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は申立期間①にA株式会社B工場に係る被保険者となっていないが、同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同じ氏名及び生年月日の被保険者が確認でき、資格取得日は昭和21年5月6日と記載されている。

また、上記被保険者名簿には、上記被保険者の資格喪失日は記載されていないものの、昭和21年12月付けの月額変更の記載があることが確認できる。

さらに、申立人は、A株式会社B工場では、C作業に従事したと申し立てているところ、申立期間①に同工場において被保険者記録がある複

数の同僚及び同工場に係る人事記録等を管理するE株式会社は、当時、同工場にはC作業があったとしている上、申立人は、昭和21年8月にF株式会社へ転職するまで、A株式会社B工場に3か月ほど勤務したと供述しているところ、F株式会社に係る被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人が同年8月1日に資格を取得していることが確認できることから、申立期間①における勤務実態が推認できるとともに、当該被保険者記録は、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和21年5月6日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立てに係る事業所における資格喪失日は同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該未統合記録から、150円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、同僚から、申立人がD株式会社に勤務していたとの供述が得られるものの、申立期間②における勤務について明確な供述が得られない。

また、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間②に申立人の記録は確認できない。

さらに、D株式会社は既に解散している上、回答を得ることができた同僚は、同社における給与計算や社会保険事務の取扱いについては不明としている。

なお、申立人が事業主により給与から申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から34年7月1日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社における厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金として支給されたことになっていたが、自分は脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするが、オンライン記録によると、申立人が申立期間より前に勤務していたB株式会社C工場及びD株式会社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、当該被保険者期間は、それぞれ4年5か月、3年9か月と長期間であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する際に、これら2社を失念するとは考え難く、不自然である。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の資格取得日は、昭和30年4月1日から同年3月28日に訂正されているが、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における資格取得日は訂正されておらず、申立期間に係る脱退手当金も、同年4月1日から34年7月1までの被保険者期間を計算の基礎としている。

さらに、申立人のD株式会社における厚生年金保険の手帳番号(*)に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、同社における被保険者期間が、30年10月10日に脱退手当金として支給された旨の記録が確認でき

るが、申立人は、同年3月28日には既にA株式会社で厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、当該脱退手当金は支給することができないことから、支給記録は取り消されたとも考えられるが、A株式会社における厚生年金保険の手帳番号(*)は、平成19年に統合されるまで、重複取消しが行なわれた形跡は無いことなどを踏まえると、申立人の脱退手当金に係る事務処理が適正に行われたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を4万5,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社C支店における資格喪失日に係る記録及び同社（本店）における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月29日から同年4月1日まで
② 昭和43年4月30日から同年5月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A株式会社のB支店からC支店に転勤したとき、及びB支店から本店に転勤したときの厚生年金保険被保険者期間に空白がある。継続して勤務していたので、空白期間があるのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成14年12月2日にA株式会社と合併した株式会社Dが申立人に発行した申立人に係る異動履歴を含む在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間を含め昭和29年4月1日から平成4年3月31日までA株式会社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動し、43年4月1日に同社C支店から同社（本店）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社（本店）における43年5月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成17年4月1日、資格喪失日が18年1月1日とされ、当該期間のうち、17年12月31日から18年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を18年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 31 日から 18 年 1 月 1 日まで

A所から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失年月日訂正届について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所が提出した雇用保険被保険者名簿及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が平成17年12月31日まで在職していることが確認できる上、同事業所が保管している賃金台帳により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成17年11月におけるオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を平成 18 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 17 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成13年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年9月は24万円、同年10月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月21日から同年11月1日まで
私がA株式会社に勤務していた平成13年9月及び同年10月において、給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録が無い。調査の上、記録を回復させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、A株式会社において平成11年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、13年9月21日に資格を喪失した後、同年11月1日に同社の関連会社であるB株式会社において再度資格を取得しており、同年9月及び同年10月の被保険者資格が無いことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によれば、申立人は、A株式会社を平成13年10月31日に離職し、B株式会社に係る資格を同年11月1日に取得していることが確認できる上、C組合の記録によれば、13年11月1日にA株式会社に係る資格を喪失し、同日に、B株式会社に係る資格を取得していることが確認できる。

また、A株式会社は申立期間において申立人が同社に在籍し、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたことを認めている上、申立人が保管する給与明細書から、申立人は、平成13年9月の厚生年金保険料をA株式会社により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人と同時期にA株式会社からB株式会社に転籍し、両社に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日及び取得日が申立人と同じである申立人の妻は、平成13年8月から同年12月までの給与明細書を保管している。それによると、A株式会社における同年10月の厚生年金保険料控除額は、同年9月から減額され、同年11月のB株式会社における控除額と同額となっており、オンライン記録においても控除額に相当する標準報酬月額であることが確認できることから、申立人に係るA株式会社における同年10月の厚生年金保険料も、B株式会社における同年11月の標準報酬月額（20万円）に見合う金額が控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書において確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額として、平成13年9月は24万円、また、申立人の妻の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額の推移から推認できる標準報酬月額として、同年10月の標準報酬月額は同年11月と同額の20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出をし、保険料を納付したとしているが、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が同日となっており、D基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年9月及び同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和35年10月10日、資格喪失日は37年9月17日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和35年10月から36年9月までの期間は7,000円、同年10月から37年8月までの期間は1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月10日から39年10月頃まで
私は、申立期間において株式会社AのB工場（C市）に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、資格喪失日の記載は無いものの、資格取得日が昭和35年10月10日で申立人と同姓同名、かつ、生年月日が一致し、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、株式会社Aにおける当該オンライン記録と同様の記録が確認できる。

また、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に被保険者記録が確認でき所在が判明した同僚102人に照会し、回答を得た34人のうち7人が申立人を記憶していると供述している上、申立期間に係る同原票において申立人と同姓の被保険者を確認できないことから、当該未統合の記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

さらに、上記照会に回答があった7人のうち一人は、「申立人は、自分が入社したとき（資格取得日は昭和35年11月21日）は既に勤務しており、自分が退職したとき（資格喪失日は37年5月26日）も勤務してい

た。」と供述している上、申立人が提出した申立期間当時に同僚と一緒に撮影したとする集合写真の裏面に記載されている撮影日とする日付（37年9月16日）及び当該写真に写っている同僚二人は、各々「1年後輩の同僚（37年3月22日から38年10月1日まで被保険者記録が確認できる。）も一緒に写っていることから写真は37年夏頃撮影されたものだ。」「自分が勤務していた36年3月29日から38年1月6日までの間に撮影された写真だ。」と供述していることから、当該写真の撮影年月日は37年9月16日であると認められることを踏まえ、申立人は、同日まで勤務していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和35年10月10日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は37年9月17日とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、当該未統合のオンライン記録及び申立人と同種の業務であったとしている同僚の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者記録から、昭和35年10月から36年9月までの期間は7,000円、同年10月から37年8月までの期間は1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和37年9月17日から39年10月頃までの期間については、申立人の当該期間に係る供述が曖昧な上、同僚からも当該期間における申立人の勤務状況等について具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の昭和37年9月17日から39年10月頃までの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和37年9月17日から39年10月頃までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から16年9月1日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成14年10月から16年8月までの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、実際の給与額（およそ70万円）と異なっているため、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、当初、平成14年10月から15年9月までは62万円、同年10月から16年8月までは26万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録では、平成16年2月20日付けで、申立人を含む10人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aは、既に事業を廃止しており元事業主からは照会に回答が無いが、申立人は、「申立期間当時の社会保険の処理は、代表取締役の指示により役員B氏が行っていた。自分はC担当の役員で社会保険の手続に関わったことは無い。」と供述しており、元役員B氏は、「自分は、代表取締役の指示により社会保険料の滞納を解消するために社会保険事務所（当時）の指導により標準報酬月額の減額訂正に関与した。」と供述している上、元役員D氏もB氏と同様の供述をしている。

さらに、当該事業所に係る滞納処分票の記載内容から、申立人が社会保険の事務処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、平成16年2月20日に行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について14年10月1日に遡って標準報酬月額の変額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成15年10月から16年8月までの標準報酬月額については、15年10月1日の随時改定によって、62万円から26万円に改定されているが、当該随時改定は、上記滞納処分票において同年12月15日の社会保険事務所の職員と株式会社Aの担当者の打合せ事蹟欄に16年1月6日に当該随時改定に係る届出を提出する旨が記載されているところ、同処分が開始された15年11月4日より後、かつ、上記遡及訂正処理が行われた16年2月20日に近接する同年1月7日に遡って処理されていること、申立人と同様に遡及訂正が行われた同僚9人についても同日に同様の随時改定が行われていること、及び申立人から提出された15年7月分から同年12月分までの給与支給明細書に記載された各々の月の保険料控除額及び支給総額から標準報酬月額は62万円に相当する額であることが確認できることから判断すると、当該随時改定を行わなければならない合理的な事情は認められない。このことから、申立期間のうち、15年10月から16年8月までの標準報酬月額については、有効な記録訂正とは認められない同年2月20日の減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、15年10月1日の随時改定における処理は、有効な処理であったと認め難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った平成16年1月7日付けの標準報酬月額の変更に係る処理及び同年2月20日付けの遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、14年10月から15年9月までの期間については事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に、同年10月から16年8月までの期間については同年1月7日付けの標準報酬月額の変更前の記録（62万円）に基づいて62万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格取得日は昭和18年8月21日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年8月から19年5月までは40円、同年6月から20年5月までは60円、同年6月から同年8月までは80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月21日から20年9月1日まで
戦争中に学徒動員により、株式会社Aで働くことになり、卒業後も引き続き同社で働いたが、途中から兵役に就き、終戦を迎えた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和18年8月21日から20年8月まで勤務していたと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、株式会社AのB工場において18年8月21日に被保険者資格を取得し、資格喪失日の記載は無いものの、19年6月及び20年6月に標準報酬月額が変更された記録が確認できる。

また、申立人は、復員後、実家に戻り家業を手伝ったと供述しているところ、C県D部が証明する申立人の軍人履歴によると、昭和20年4月20日にE軍に召集され、同年9月1日に復員したことが確認でき、当時の厚生年金保険法第59条の2では、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人がE軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 18 年 8 月 21 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の株式会社 A における資格喪失日は軍歴証明における復員日である 20 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録により、昭和 18 年 8 月から 19 年 5 月までは 40 円、同年 6 月から 20 年 5 月までは 60 円、同年 6 月から同年 8 月までは 80 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年10月から5年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年4月21日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、平成4年10月1日から5年4月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年3月までは53万円と記録されていた。

しかし、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年4月21日以降の同年10月29日に、申立人の標準報酬月額の記録が遡って53万円から41万円に減額訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、平成3年12月から6年12月まで同社の取締役であったことが商業登記簿謄本から確認できるが、申立人によると、同社は現業担当者のみ在籍し、給与計算等の事務は代表取締役が同一の関連会社である株式会社Bにおいて行われていたとしている上、当該関連会社の社員も「申立人は、C関係の仕事をしていた。経理等の事務は当社の事務員が2社分をまとめて行っていた。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から4年1月まで

社会保険庁（当時）の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成2年10月から4年1月までの標準報酬月額が、当時の収入に比べて少ない。当時の給与は25万円くらいだったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から4年1月までは26万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失（4年2月9日）した後の同年3月6日付けで、2年10月から4年1月までの期間が18万円に、また、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（5年1月31日）より後の同年2月17日付けで、3年4月から同年9月までの期間が11万円に遡って訂正されており、申立人と同様に事業主、役員及び複数の従業員についても標準報酬月額を遡って引き下げていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 4883 (事案 3680 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は22年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までの期間は80円、同年4月から22年5月までの期間は510円、同年6月から同年8月までの期間は600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年から23年頃まで

私は、A株式会社のB局に勤務したが、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に勤務した同僚の加入記録も無いということで前回は認められなかったが、新たに、加入記録のある同僚を思い出したので、再申立てをする。

なお、A株式会社には、昭和19年以前から勤務したが、女子に対する厚生年金保険の適用開始は、同年10月からとのことなので、同年以降の加入記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び申立人が記憶している複数の同僚の厚生年金保険の加入記録が無いことから、事業主により給与から保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月14日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかしながら、前回、C社会保険事務所(当時)保管のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が記憶している複数の同僚の記録を確認できなかったが、今回、D社会保険事務

所（当時）保管の同社に係る書換え前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している複数の同僚の記録を確認できた。

また、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相異し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 19 年 6 月 1 日。なお、保険料の徴収開始は同年 10 月 1 日。）が確認できる。

さらに、申立人を記憶している複数の同僚からは、「申立人とは、申立期間当時、一緒に勤務していた。『E』（申立人の旧姓は、F）と同姓同名の従業員は、申立人以外にはいなかった。」旨の供述が得られているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記の記録のほかに申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該未統合となっている被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

加えて、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、資格喪失年月日の記載が無いが、申立人と同じ部署で勤務していたとする同僚が、「私が退職（昭和 22 年 8 月 31 日資格喪失）した時には、申立人は勤務していた。」と供述していることから、申立人は同年 8 月 31 日において勤務していたことが推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 9 月 1 日から 23 年頃までの期間については、申立人の当該期間に係る供述が曖昧な上、同僚からも当該期間における申立人の勤務状況について具体的な供述は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所の資格喪失日は 22 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和 19 年 10 月から 21 年 3 月までの期間は 80 円、同年 4 月から 22 年 5 月までの期間は 510 円、同年 6 月から同年 8 月までの期間は 600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B支店（現在は、同社C支店）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和25年9月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年9月及び同年10月の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月1日から同年11月1日まで
② 昭和26年1月3日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の通知を受けた。申立期間①当時は、D事務所（現在は、E局）所属のF施設に勤務していたが、A株式会社の社員と一緒に同じ仕事をしていた。昭和26年2月1日にG施設へ異動するまで同一職場であった。給与も継続して支給されていたと記憶している。厚生年金保険被保険者記録に空白があることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、生年月日及び厚生年金保険被保険者記号番号が一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和25年9月1日、資格喪失日は同年11月1日）が確認できる。

また、当該事業所における複数の同僚から、申立人が勤務していた旨の供述が得られる上、申立人が一緒に勤務していたとする元同僚5人は、いずれも当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同じ記録が確認できることから、当該未統合となっている厚生

年金保険被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、今回統合する申立人の A 株式会社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 25 年 9 月及び同年 10 月は 8,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人は、H 要員として途中退職することなく昭和 32 年 4 月まで継続勤務していたと主張しているが、E 局は「H 要員に係る当時の資料が保存されてないため、申立人に係る雇用状況、勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については不明である。」と回答している。

また、D 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が当該事業所で昭和 25 年 11 月 1 日に資格を取得し 26 年 1 月 3 日に資格を喪失し、I 事務所に係る同名簿から、26 年 2 月 1 日に資格を再取得していることが確認できる。

さらに、当該両事業所に係る上記被保険者名簿から、申立人とほぼ同時期に資格記録と住所が確認できる 15 人に照会したところ、9 人から回答があり、3 人は申立人が勤務していた記憶があると回答をしているものの、保険料の控除を裏付ける具体的な供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を、平成4年8月及び同年9月は28万円、同年10月から5年10月までは30万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②のうち平成5年11月30日から6年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を6年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年11月から6年1月までは28万円、同年2月は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月1日から5年11月30日まで
② 平成5年11月30日から7年7月1日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成4年8月から5年11月30日までの標準報酬月額が遡って引き下げられていることに納得がいかない。訂正前の月額に訂正してほしい。

また、平成5年11月30日から7年7月1日まで引き続き同社に勤務していたのに、当該期間の厚生年金記録が無い。調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人が主張する平成4年8月及び同年9月は28万円、同年10月から5年10月ま

では 30 万円と記録されていたところ、A 株式会社が適用事業所に該当しなくなった日（5 年 11 月 30 日）より後の同年 12 月 3 日付けで申立人を含む 21 人について、標準報酬月額が 4 年 8 月 1 日まで遡って引き下げられており、申立人の場合、同年 8 月及び同年 9 月は 28 万円から 19 万円に、同年 10 月から 5 年 10 月までは 30 万円から 19 万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡って記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成 4 年 8 月及び同年 9 月は 28 万円、同年 10 月から 5 年 10 月までは 30 万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、平成 5 年 11 月 30 日から 7 年 7 月 1 日まで引き続き同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立期間②のうち平成 5 年 11 月から 6 年 2 月までに係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、当該期間のうち、平成 6 年 2 月については、同月分の給与明細書において、健康保険料（1 万 1,480 円）と厚生年金保険料（2 万 300 円）の控除額（合計 3 万 1,780 円）とは別に「保険料戻し額」として 1 万 8,220 円の記載が確認でき、当該控除額から保険料が戻されたものと認められることから、同月において控除されていたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は 11 万 8,000 円であったと認められる。

一方、申立期間②のうち平成 6 年 3 月 1 日から 7 年 7 月 1 日までの期間については、当該期間に係る給与明細書において「健康保険」及び「厚生年金保険」欄に控除額の記載があるものの、「保険料戻し額」欄に当該控除額の全額が記載されていることから、当該期間については、厚生年金保険料が控除されていたものとは認めることができない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成 5 年 11 月 30 日から 6 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間②のうち平成 5 年 11 月から 6 年 2 月までに係る標準報酬月額は、給与明細書で確認できる保険料控除額から、5 年 11 月から 6 年 1 月までは 28 万円、同年 2 月は 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、A株式会社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間②においても法人格を有していることから、同社は適用事業所でなくなつたとされる平成5年11月30日以後も適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②のうち平成5年11月30日から6年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年5月21日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年2月1日から20年9月1日まで

A株式会社B工場に昭和18年2月頃に工員として入社し、工場の中でC事務をしていた。在職中に召集令状がきたので、同年5月1日にD県のE隊に出向き、身体検査をしたところ不合格となり、即日帰郷となった。このため同年5月中旬には同社に復職し、終戦まで勤務したが厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、資格喪失日の記載は無いものの、資格取得日が昭和18年5月21日となっている申立人と同姓同名かつ同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該記録は厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録においても確認できる。

また、申立人は、「昭和18年2月頃からA株式会社で、F作業に従事し、20年8月15日の終戦により作業が停止し、その後、工員の全員が解雇された。」と供述しているところ、申立人が同社を解雇された後の24年7月に勤務したとするG所（現在は、H所）に保管されていた申立人に

係る履歴書において、A株式会社には18年4月から勤務し、20年9月に解職された旨の記載が確認できることから、当該未統合となっている被保険者記録は申立人に係る記録であると認められる。

さらに、前述の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページの前後に記載のある同僚120人（これら同僚も同名簿等では資格取得日の記録があるものの、喪失日は確認できない。）のうち、オンライン記録により16人が確認できたが、そのうち終戦前に資格を喪失した者を除き、10人はA株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の昭和20年9月1日に、資格を喪失していることが確認できる。

加えて、これら10人について、旧台帳が確認できた4人のうち、3人には資格取得日のみの記載となっているものの、一人には昭和20年9月1日の喪失日が確認できるとともに、住所が確認できた同僚5人に照会し、二人が「終戦で作業が停止し、その後、従業員の全員が解雇された。」と申立人と同内容の供述をしていることから、申立人がA株式会社に終戦まで勤務し、資格喪失日は20年9月1日であると推認できる。

一方、A株式会社における申立人の申立期間のうち、昭和18年2月1日から同年5月21日までの期間については、前述の履歴書の記載から同年4月から同社において勤務した旨の記載は確認できるものの、同僚からは当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について、具体的な供述を得ることができず、このほか、申立人の当該期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年5月21日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における同被保険者の資格喪失日は20年9月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、当該被保険者名簿から確認できる当該未統合記録における標準報酬等級の記載から70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から50年6月まで

30代のときA区役所から国民年金の強制加入案内が届き、20歳まで遡って納められることを知り銀行から預金を降ろしてA区役所B出張所か郵便局で納付した。保険料額は覚えていないが生活に差し障りがあるぐらいの額で大変だったことを覚えている。

まとめて納付したはずの申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30代のときにA区役所から強制加入の案内が届いたので、A区役所B出張所で国民年金の加入手続を行うとともに、20歳からの国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、加入手続の時期や保険料額を覚えていないなど加入手続等の記憶が曖昧であり、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号払出状況から、昭和52年8月頃に払い出されたと推認され、払出時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年12月から51年6月まで

時期は定かではないが、役所の人から家に来て、今なら加入時から国民年金保険料を納付できると勧められたので、父が加入手続をして保険料をまとめて納付したという話を、結婚前に母から聞いたことがある。保険料は70万円とか100万円に近い額ということなので、厚生年金保険に入っていた妹を除いた家族5人分の保険料を遡って納めたように思う。申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付はその父が行っていたとしているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする父は既に他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、その両親、兄、弟及び自身の家族5人分の国民年金保険料を一緒に遡って納付したと思うとしているが、申立人の父は制度上国民年金の被保険者とならず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、その母は5年年金を受給しており、申立人の弟は国民年金に未加入であったことから、申立期間について保険料を納付することはできず、申立人の兄は申立期間について未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から7年3月まで
20歳になった頃母が国民年金の加入手続をしてくれ、就職するまでの国民年金保険料も母が納付してくれていた。母が未納として記憶している平成10年1月から同年3月までの期間以外は保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳の頃その母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたとしているが、加入手続及び保険料納付をしていたとするその母は、加入時期や納付状況についての記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年5月15日に付番されていることがオンライン記録から確認できること、及び申立人の基礎年金番号の記号「*」はA社会保険事務所（当時）で9年1月以降に使用されることとなった記号であることから、国民年金の加入手続は9年5月頃に行われ、申立人は、20歳到達時である6年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。

さらに、平成9年5月時点では申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月まで

申立期間については、高校卒業後にA校に入学し、その後、大学に進学して昭和48年3月に大学を卒業するまで実家（B市。現在は、C市）の母が私の国民年金の加入手続をして、母が私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、高校卒業後にA校に入学し、その後、大学に進学して昭和48年3月に大学を卒業するまで、その母が申立人の国民年金の加入手続をして申立人の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は既に他界しており、証言が得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の戸籍の付票によると、申立期間以前の昭和44年4月から47年3月までD市に、同年4月から48年3月まではE市にそれぞれ住所を移転しており、B市に住んでいたその母が、同市において申立人の国民年金に加入し保険料を納付するのは不自然である上、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が49年10月1日と記載されていること、及びF市保管の国民年金被保険者名簿にも、申立人の資格取得日は同じく49年10月1日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険

者の資格取得時期から、昭和 50 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から50年6月まで
国民年金の加入手続をいつ行ったか詳しいことは記憶に無いが、国民年金手帳の交付後は自治会の班長が自宅に国民年金保険料の集金に来ていたので、父母にお金を預けて父母が自分の保険料と一緒に納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続をいつ行ったか詳しいことは記憶に無いが、国民年金手帳の交付後は自治会の班長が自宅に国民年金保険料の集金に来ていたので、申立人の父母にお金を預けてその父母が自分の保険料と一緒に納付したとしているが、申立人の保険料納付を行ったとするその父母は既に他界しており、証言が得られず、申立人自身は保険料の納付に直接関与していなかったことから、国民年金への加入状況及び申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち44年10月から48年3月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年4月から50年6月までは遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から50年3月まで
申立期間については、母が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたはずである。男の人が集金に来訪していたのを覚えており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたはずであると申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は既に他界しており、証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、45年8月から48年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から50年3月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から63年1月まで
申立期間については、20歳になった昭和61年*月頃、A区役所B支所で国民年金への加入手続きを行い、郵送されてきた納付書により3か月分ごとの保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20歳になった昭和61年*月頃、A区役所B支所で国民年金への加入手続きを行い、郵送されてきた納付書により3か月分ごとの保険料を納付していたとしているが、申立人から国民年金への加入状況及び保険料の納付状況について具体的な申述が得られず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成2年5月頃に払い出されたと推認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年8月
② 平成14年12月

申立期間①及び②の国民年金保険料は、A組合B支店の私名義の口座から夫婦の分を納付していたはずである。申立期間の私の分の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、夫婦の国民年金保険料は申立人名義のA組合の口座から口座振替により納付されていることが、申立人の所持する同組合の預金通帳に記載されていると申し立てている。しかしながら、口座振替による国民年金保険料の納付は、当月の保険料を翌月の末日に振り替えることとされており、また、残高不足により口座振替ができなかった場合には1回のみ翌々月に再振替により納付される仕組みとなっているところ、申立人の当該預金通帳には、申立人の平成14年8月の保険料は振替日である同年9月30日には残高不足により振替されておらず、再振替日となる同年10月31日には2か月分の保険料が振替されているが、これはオンラインの保険料納付日との照合により、その妻の同年8月の保険料の再振替と同年9月の保険料の振替が行われているものと推認され、申立人の同年8月の保険料が再振替により、当該日に納付された形跡は見当たらない。

2 申立期間②についても、申立人は、上記1と同様の申立てを行っている。しかしながら、上記の預金通帳により、平成14年12月の国民年金保険料は、振替日である15年1月31日には残高不足となっており、振

替記録は無く、再振替日となる同年2月28日に1か月分の保険料が振替されているが、これはオンラインの保険料納付日との照合により、その妻の14年12月の保険料の再振替が行われていると推認され、申立人の同年12月の保険料が再振替により、当該日に納付された形跡は見当たらない。

- 3 国民年金保険料は、再振替が行われなかった場合には、改めて納付書が発行されることとなるが、申立人は、納付書で納付した記憶は無いとしている上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 55 年 5 月までの期間、57 年 6 月、同年 7 月及び 63 年 4 月から平成 6 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月から 55 年 5 月まで
② 昭和 57 年 6 月及び同年 7 月
③ 昭和 63 年 4 月から平成 6 年 5 月まで

申立期間①については、勤め先の病院を退職後、自宅に来た A 市役所職員に、「国民年金は強制加入だ」と言われ、私の父が当該職員を通して国民年金の加入手続を行い、年末の 12 月 28 日にその他の税金とともに保険料に金利を付けて同市役所職員に小切手で納付した。

申立期間②及び③については、B 市役所で私の父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の父が自宅に来た A 市役所職員に「国民年金は強制加入だ。」と言われ、同市役所職員を通して国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとし、申立期間②及び③について、その父が B 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てている。しかしながら、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は、保険料納付に関する記憶は鮮明でなく、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①について保険料に金利を付けて納付したとしているが、これは当時の保険料納付に係る取扱いと符合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成8年7月頃に払い出されたと推認されるところ、その時点においては、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月から53年3月まで

私は、昭和51年7月にA自治体職員を辞め、元夫とともにB市に住所を移した。B市に移ってすぐに市役所で国民年金の加入手続をし、保険料の納付を続けてきたはずである。申立期間の国民年金が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年7月にB市に住所を移し、すぐに国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を続けてきたとしているが、申立人の所持する国民年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和53年4月24日」と記載されている上、B市の国民年金被保険者名簿に、53年4月24日に国民年金の任意加入被保険者となったとする記録があることから、申立期間は任意加入期間の未加入期間であると推認され、制度上遡って納付することはできない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月頃にB市で払い出されたと推認され、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立期間当時申立人が居住していた同市において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成21年4月から22年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付を猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年4月から22年3月まで
私は、平成21年4月から22年3月までの期間について、学生納付特例の申請をした。申立期間が学生納付特例による納付猶予期間になっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年4月頃、申立期間についてA社会保険事務局事務センター(当時)に国民年金保険料学生納付特例申請したとし、平成21年度の学生納付特例申請書の写しを提出しているが、当該申請書の写しには同センターが受付した形跡は見当たらないこと、申立人は、当該申請が行われた際、社会保険事務所(当時)からの承認又は却下の通知書を受け取っていないとしていること、及びオンライン記録に当該申請の記録が無いことを踏まえると、当該申請書はA社会保険事務局事務センターに受け付けられていないものと推認される。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料の納付を学生納付特例により猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月から43年10月まで

私の国民年金の加入手続については、私が20歳になった昭和41年*月に養母が加入手続をし、保険料も養母が納付してくれていたはずである。その養母が亡くなってしまい詳しいことは分からないが、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和41年*月にその養母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料もその養母が納付してくれたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその養母は既に他界しており証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳によると、「初めて被保険者となった日」欄に「昭和43年11月1日」と記載されていること、及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）の「資格取得年月日」欄も同じ「43・11・1」と記載されていることから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和45年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 63 年 3 月まで
20 歳になった昭和 55 年*月頃、母がA町役場で国民年金への加入手続を行い、申立期間のうち、学生であった 55 年*月から 58 年 3 月までの期間の保険料は母が納付し、大学卒業後の 58 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の保険料は私が納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 55 年 11 月から 58 年 3 月までについて、申立人は、20 歳になった 55 年*月頃、その母がA町役場で国民年金への加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料はその母が納付していたとしているが、申立人の加入手続及び保険料の納付をしたとするその母から具体的な申述が得られず、申立人は、加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間のうち 58 年 4 月から 63 年 3 月までの保険料は申立人が納付していたとしているが、申立人が納付したとする保険料額と当該期間の保険料額に差異が見られることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 6 月頃に払い出されたと推認でき、その時点では、申立期間のうち 55 年*月から 61 年 3 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付できる期間となるが、申立人は、遡って保険料を納付したことはないとしている上、オンラインの氏名検索等により

調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から13年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年10月から13年9月まで
平成12年10月に会社を辞め、妻がすぐにA市役所で国民年金への切替手続をして、今の会社に就職するまでの保険料を2、3回に分けてB銀行（現在は、C銀行）や郵便局で納付した。
その年の確定申告書には、添付した源泉徴収票の社会保険料額よりも多い社会保険料額が記載されているとD税務署から聞いている。
納めたはずの申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年10月頃、その妻がA市役所で国民年金への切替手続を行い、13年10月に現在の会社に就職するまでの1年分の国民年金保険料をB銀行や郵便局で2、3回に分けて納付したと主張しているが、申立人に対して12年12月21日に第1号・第3号被保険者資格取得勧奨が行われ、15年8月には納付書が交付されていることがオンライン記録から確認でき、申立内容と異なっている。

また、申立人がD税務署に提出した平成12年分の確定申告書には「国保、国年 68,200円」と記載されているが、この額には申立人の妻の国民年金保険料のみが含まれていると推認できる上、13年分の確定申告書には国民年金保険料が計上されていないなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事情をうかがうことができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

昭和46年4月に会社を辞めA地の大学に進学しアルバイトをしながら学生生活を送った。その頃B町役場から国民年金の書類が送られてきたので、母が加入手続をし、保険料も役場へ納付していると聞いていた。

母は既に亡くなっており、詳しいことは分からないが、国民年金を納めるのは国民の義務だと言って生活が大変な私に代わって、母が納付してくれたはずの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月頃その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたはずと主張しているが、加入手続や保険料を納付してくれていたとする申立人の母は既に他界しており、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない期間である。

また、B町では平成4年まで国民年金保険料の徴収は納税組合を通じて行い、役場窓口での保険料収納を行っていなかったとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成 2 年 3 月まで
20 歳になった時に母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれたと聞いている。母によると、「自分で加入手続に行った記憶は無いが、書類が送られてきたので申請したように思う。その後は納付書が送られてきて、A 郵便局の窓口で保険料を納めていた。領収書は捨ててしまったが、昭和 63 年のメモに 1 部記載がある。」とのことである。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとするその母は、所持する昭和 63 年のメモに申立期間の保険料として 9,000 円との記載があるので保険料を納付したはずであるとしているが、昭和 63 年度当時の保険料額は 7,700 円であり主張と異なる。

また、申立期間は国民年金に未加入のため、制度上国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から43年7月まで
昭和37年1月から38年3月まで実家で家事の手伝いをしていたが、その間は両親が国民年金保険料を納付してくれていたと思う。その後38年4月から43年7月まで医院に住み込みで働いていたが、経理の人が給料から年金の保険料を引いて支払っていると話していた。給与明細に支払の記載があったことを覚えている。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人は、実家にいたときはその両親が、医院に勤務していたときは経理担当者が保険料を納付したとしているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、両親及び経理担当者は既に他界しており、証言を得ることはできないため、保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録から、申立人の基礎年金番号が付番された平成22年5月10日に申立期間を含む昭和37年1月以降の全期間が国民年金の加入期間となったことが確認でき、付番されるまで申立期間は国民年金の未加入期間であったことから、制度上国民年金保険料を納付することができず、付番された時点では時効により申立期間の保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から51年3月まで
昭和45年から飲食店を始め、最初の所得税の申告はよく分からず、A会に相談して申告した。そのときに控除できたのが国民健康保険だけで、国民年金に加入すれば控除できるとのことだったので加入手続を行った。保険料は市役所から納付書が1年分送られてきたので、銀行などで納付していた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、飲食店を始めて間もない頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を銀行などで納付していたとしているが、加入手続時の状況や納付金額についての記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿に「新規手帳交付 52.4.22」と記載があることから、この時期に払い出されたと推認でき、この時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、紛失した手帳及び再発行され現在所持している手帳の2冊以外に交付された年金手帳は無いとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から46年3月まで
私が大学在学中に、母が学生も国民年金に加入できることを知り、A町役場（現在は、B市役所）で任意加入手続をするとともに、母が同役場で保険料を納付していた。
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中にその母がA町役場で国民年金任意加入手続をし、同役場でその母が国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、高齢のためこれらの手続や納付に関する記憶が明確でなく、申立人は、これらの手続や納付に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から51年4月まで
申立期間の国民年金については、夫が加入手続や保険料の納付をしてくれた。夫は勤務していたA組合に保険料を納付していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が勤務していたA組合で国民年金の加入手続を行い当該組合に保険料を納付していたと申し立てているが、B組織本部では、C組合が国民年金に関与することはないとしており、加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその夫は、具体的な加入手続状況及び保険料納付状況を覚えておらず、申立人も国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年5月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、39年5月から49年4月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、49年5月から51年3月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、申立期間においてはその夫の被扶養配偶者であり、当該期間は任意加入期間の未加入期間であったと推認され、制度上遡って保険料を納付することができない期間である上、当委員会において、オンライン記録による氏名検索等により調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は、3つの市に及んでおり、複数の市が145か月と長期間にわたる申立期間の事務処理を続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年2月までの期間、同年3月及び同年4月並びに53年1月から55年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から51年2月まで
② 昭和51年3月及び同年4月
③ 昭和53年1月から55年4月まで

私は、A区に住んでいた昭和50年6月に会社を退職し、国民年金に加入した。加入後は、父の勤務先だったB市へ転居し申立期間①については、A区から郵送された納付書で保険料を納付した。申立期間②については、51年からC市に住み保険料を納付した。申立期間③については、53年頃に新しい年金手帳が突然郵送され、D郵便局で保険料を納付していた。

母及び姉も国民年金に任意加入して保険料を納付していた。申立期間が未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、昭和50年6月に会社を退職し、国民年金に加入した後、B市で納付書により申立期間①の国民年金保険料を納付し、51年に転居したC市においても申立期間②の保険料を納付し、53年頃に新しい年金手帳が突然届いたので、その頃に申立期間③の保険料を納付していたとしている。しかしながら、申立人が主張する53年頃に交付されたとする年金手帳の「国民年金の記録(1)」の「被保険者となった日」欄には「昭和55年5月22日」と記載されている上、「被保険者の種別」欄には、**任**と記載されており、C市の印が押されていることから、申立人は55年5月22日にC市で国民年金に任意加入したものと推認され、制度上未加入期間である申立期間①、②及び③の保険料を

遡って納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①、②及び③のうち、53 年 1 月から同年 3 月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、53 年 4 月から 55 年 4 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、同期間は上記のとおり任意加入期間の未加入期間であったと考えられ、制度上保険料を納付することはできない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月、52年8月及び57年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年12月
② 昭和52年8月
③ 昭和57年8月

申立期間の国民年金保険料については、会社を辞めて再就職した際、役所から納付書が送られてきたので、市役所又は銀行で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、会社を辞めて再就職した際、役所から納付書が送られてきたので、市役所又は銀行で納付したとしているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和61年6月頃にA市で払い出されたと推認され、その時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、当該記号番号の国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持していたとする記憶は無く、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から25年1月24日まで
② 昭和24年10月1日から25年1月24日まで
自分の履歴書と家族の認識から、昭和12年からA組合（後に、B組合）に一貫してC職として勤務し46年に退職している。しかし、21年5月1日から25年1月24日までの厚生年金保険の加入記録が無いので申立てをする。また、履歴書によると、24年10月から25年1月までD社の記載があるので合わせて申立てをする。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、E組合（当時は、A組合であり、その後B組合に名称変更）が提出した人事記録によると、申立人が申立ての全期間にA組合及びB組合に嘱託の資格でF職として勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所が提出した人事記録によると、申立人と同僚4人は、A組合及びB組合に昭和21年5月1日から25年3月31日まで嘱託の資格で在職しており、その後、同年4月1日からE組合でG職、H職及びF職の資格で在職していることが確認できる。

しかしながら、同僚照会で回答のあったうちの同僚I（後の当該事業所の事務局長）は、「申立人は、申立期間①当時は嘱託の資格であった。当時、嘱託は厚生年金保険には加入していなかった。なお、嘱託は厚生年金保険に加入していない分、一般の組合員より給与を高くしていた。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、

申立人と上記人事記録で嘱託とされていた同僚4人は昭和25年1月24日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるが、それ以前の資格取得記録は見当たらない。

さらに、当該事業所が提出したその他の同僚の人事記録の資格と、厚生年金保険の加入記録を照合した結果、厚生年金保険の加入者はいずれも嘱託以外の資格者（G職、J職、F職、K職等）であり、嘱託の資格の加入者は見当たらない。

加えて、E組合は、「当時の人事記録は提出できるが、申立人の申立期間①に係る社会保険の資格の取得喪失、保険料の控除及び納付については不明である。」と回答している上、同僚5人に照会し全員から回答があり、5人のうち上記同僚I以外の4人は、「申立人の厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述している。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、D社を、適用事業所名簿及びオンライン記録で検索調査したが、適用事業所として見当たらない。

また、申立人は、当該事業所における当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の当該事業所における勤務実態について、同僚から供述を得ることができない。

なお、最もD社に近似した名称のL株式会社は、厚生年金保険の新規適用日が昭和32年1月1日であり、申立期間②においては適用事業所としての記録は確認できない。

3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 21 日から 59 年 3 月 1 日まで
株式会社Aに勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の標準報酬月額が異なっている。入社当初から給与は月額 15 万円くらいを支払われていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、株式会社Aに係る申立期間の標準報酬月額が9万8,000円になっているが、支払われた給与は月額15万円くらいであったと主張している。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期に随時改定が行われている同僚は、「当時は景気が上向き、忙しく働いた。残業が多かったので月給にしてもらった。会社に不正は無いと思う。事務の女性の給料が低く時代にそぐわなかったため上がったと思う。」と供述している。

また、事業主は、「当時の資料は無く、給与支払額及び厚生年金保険料控除額は分からず、社会保険手続を依頼していた税理士は既に亡くなっている。」としていることから、申立期間において、事業主が実際に支払った給与額に基づく正しい標準報酬月額の届出及びその給与額に見合う厚生年金保険料を控除していたか否かについて確認することができない。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額記載欄に不自然な記載は見当たらないほか、申立人が申立てどおりの厚生年

金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 26 日から 53 年 5 月 31 日まで
株式会社Aに勤務していた昭和 52 年 9 月に、給料や社会保険等は同一の条件で、当時B地に本社があった関連会社の株式会社Cに移籍して勤務したが、移籍先での厚生年金保険の記録が無い。社会保険料は引かれていたはずなので、調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、株式会社Cに勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録においては、申立人が勤務していたというB地に所在した株式会社Cが適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月27日から同年5月30日まで
② 昭和43年5月30日から45年4月10日まで
③ 昭和45年5月1日から48年4月11日まで

ねんきん定期便によると、申立期間は脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金の手続をしたことも、受け取った覚えも無い。結婚後には、国民年金だけの夫と、将来の年金は私の方が多だね、と話しをしてきた。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社に係る資格喪失日（昭和48年4月11日）から約6か月後の48年10月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から34年3月1日まで
年金事務所の記録では、申立期間のA株式会社に勤務していた期間が脱退手当金支給済期間となっているが、受給した記憶は無いので、調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたとする昭和34年6月25日の1か月前の同年5月14日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社に係る資格喪失日（34年3月1日）から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 2 月 25 日から同年 6 月 8 日まで

昭和 17 年 5 月 21 日から 18 年 2 月 24 日まで A 株式会社所有の B 船に C 職として乗船勤務した。そして、B 船を下船後の約 4 か月の間は同社の寮で生活し、その後、同年 6 月 8 日から D 軍徴用となり、同社所有の船に C 職及び F 職として乗船勤務した。船での乗船勤務は、G 地を出港し、H 地に寄港した後、I 国に向かい、J 地などを經由して G 地に帰港した。引き続いて、19 年 4 月 10 日からは、同社所有の K 船に F 職として乗船勤務した。しかしながら、B 船を下船し、船に乗船するまでの間も A 株式会社から給与を支給され、船員保険料も控除されていたが、申立期間の船員保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 17 年 5 月 21 日から 18 年 2 月 24 日まで A 株式会社所有の B 船に C 職として乗船し、B 船を下船後の約 4 か月の間は同社の寮で生活した後、同年 6 月 8 日から D 軍徴用となり、同社所有の船に C 職及び F 職として乗船したが、申立期間も A 株式会社から給与を支給され、船員保険料も控除されていたと申し立てている。

しかしながら、船員保険法の昭和 20 年 2 月の改正により船員保険の被保険者の範囲が拡大される以前の 20 年 3 月 31 日までは、下船中の船員は被保険者になることはできないこととされていた。

また、A 株式会社は、昭和 32 年 1 月 30 日に船員保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による控除については不明であり、このほ

か、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 1 日から 17 年 8 月 22 日まで
株式会社 A には平成 16 年 4 月 1 日に入社したが、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険の加入は 17 年 8 月 22 日となっている。保険料は給与及び賞与から控除されていなかったが、資格取得日を 16 年 4 月 1 日に訂正の上、申立期間の未納保険料を納入したい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A の事業主は、「申立人は、申立期間に間違いなく勤めていた。」と供述しているが、同社が保管する申立人の申立期間に係る賃金台帳によると、給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、事業主は、「事務処理上の手違いにより、厚生年金保険の加入が遅れてしまった。」と供述しているところ、年金事務所に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日訂正届（平成 16 年 4 月 1 日取得）及び同報酬月額算定基礎届（16 年）及び同賞与支払届（16 年 6 月、同年 11 月、17 年 7 月支払分）を提出していることが確認できるが、当該手続の時点で、政府が厚生年金保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、当該手続によって記録訂正された部分については、厚生年金保険法第 75 条の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

一方、申立人は、保険料は給与及び賞与から控除されていなかったが、申立期間の未納保険料を納入したいとしているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、申立期

間当時の給与から保険料が控除されていることが前提であることから、仮に後日、事業主から厚生年金保険料を徴収されても特例法のあっせん対象にはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 1 日から 17 年 8 月 22 日まで
株式会社Aには平成 15 年 5 月 1 日に入社したが、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険への加入は 17 年 8 月 22 日となっている。保険料は給与及び賞与から控除されていなかったが、資格取得日を 15 年 5 月 1 日に訂正の上、申立期間の未納保険料を納入したい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主は、「申立人は、申立期間に間違いなく勤めていた。」と供述しているが、同社が保管する申立人の申立期間に係る賃金台帳によると、給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、事業主は、「事務処理上の手違いにより、厚生年金保険への加入が遅れてしまった。」と供述しているところ、年金事務所に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日訂正届（平成 15 年 5 月 1 日取得）、同報酬月額算定基礎届（15 年及び 16 年）並びに同賞与支払届（15 年 5 月、同年 11 月、16 年 3 月、同年 6 月、同年 11 月、17 年 7 月支払分）を提出していることが確認できるが、当該手続の時点で、政府が厚生年金保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、当該手続によって記録訂正された部分については、厚生年金保険法第 75 条の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

一方、申立人は、保険料は給与及び賞与から控除されていなかったが、申立期間の未納保険料を納入したいとしているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、申立期

間当時の給与から保険料が控除されていることが前提であることから、仮に後日、事業主から厚生年金保険料を徴収されても特例法のあっせん対象にはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年10月1日まで
② 平成9年1月31日から11年1月末頃まで

年金記録に関する通知書類を見たところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①については、この期間の標準報酬月額の記録が、資格取得時の標準報酬月額の記録よりも引き下げられていることに気がついた。

また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、法令では、退職等の翌日となっているのに、65歳の誕生日の前日（平成9年*月*）が資格喪失日と記録されており、9年*月は当然年金加入月で支給対象月と思われるのに、同月が失効月とされて、1か月分控除されていないために、年金加入期間の合計月数が1か月少なくなっている。

さらに、同社を退職したのは、平成11年1月末頃であったが、退職するまで保険料を控除されていたと記憶しているので、同社は、65歳で厚生年金保険の被保険者資格を喪失することを知らずに、保険料を控除していたと思われるので、この期間は厚生年金保険の被保険者ではないかと考えられる。

各申立期間について調査して、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の、株式会社Aに係る厚生年金保険の標

準報酬月額の記事では、平成4年4月の被保険者資格取得時において15万円、同年10月の定時決定時において14万2,000円と決定されていることが確認できるところ、申立人は、給与が減額されていないことを証明できる給与明細書等はないが、給与に変動が無かったため、納得がいかなしいとしている。

しかしながら、当該事業所が保存しているB基金における加入員資格取得及び標準給与決定通知書から、申立人の標準給与月額は、平成4年4月の加入員資格取得時に15万円、同年10月の定時決定時に14万2,000円と決定されたことが確認できる。

また、当該定時決定に係る加入員標準給与決定通知書から、申立人の平成4年5月から同年7月までの3か月間における給与の平均月額は14万3,861円と確認することができる上、当該平均月額に見合う厚生年金保険の標準報酬月額は14万2,000円と認められる。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、雇用保険及び健康保険組合に係る被保険者記録から、申立人は、当該期間において株式会社Aに勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社A保存の申立人に係る平成11年1月における給与支給明細書によると、社会保険料控除欄のうち、健康保険料及び雇用保険料の欄には記載されているものの、厚生年金保険料欄は空白となっており、控除されていないことが確認できる。

また、複数の同僚が、「65歳になった後も勤務し、給与から健康保険料と雇用保険料を退職するまで控除されたが、厚生年金保険料については控除されていない。」と供述している。

一方、当時の厚生年金保険法第14条第5号で「65歳に達したとき」に被保険者資格を喪失するとした上、同条本文において「第5号に該当するに至ったときは、その日」と定められているところ、申立人の誕生日は昭和7年*月*日であることから、申立人が「65歳に達した日」とは、年齢計算ニ関スル法律により、誕生日の前日である平成9年*月*日であり、同日が被保険者資格喪失日となる。

また、厚生年金保険法第19条において「被保険者期間を計算する場合

は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、申立人の被保険者資格喪失日は、前述したとおり平成9年*月*日であることから、申立人が主張している当該期間は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、オンライン記録によると、申立人が被保険者資格を喪失したのは、65歳に達したとき（平成9年*月*日）である上、5年4月に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しており、高齢任意加入被保険者となることもできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
株式会社Aでは、昭和 53 年 7 月 1 日から平成元年 5 月 7 日まで厚生年金保険に加入していたはずだが、昭和 54 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの被保険者としての記録が無い。その間も被保険者であったとの同社の証明書があるので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aの発行した厚生年金等加入証明に基づいて、申立期間についても、同社で継続して勤務をし、厚生年金保険の被保険者であったと主張しており、同僚の一人も「申立人は申立期間も勤務をしていた。」と回答している。

しかしながら、株式会社Aが保管する申立人が記載したとする履歴書において、昭和54年6月に同社に入社した旨が記載されており、同社の保管する申立人に係る労働者名簿にも「雇入54年6月1日」と記録されているほか、雇用保険の記録においても、同年6月6日に資格を取得しており、同日より前の被保険者記録は確認できない。

また、株式会社Aの代表取締役は「申立期間当時の社会保険手続に係る記録は保管しておらず、申立人が継続して厚生年金保険の被保険者だったとする証明書は、申立人が申立期間も勤務していたという自身の記憶に基づいて作成した。」と回答している。

なお、オンラインの記録から、申立人は、申立期間の5か月は国民年金の被保険者として保険料も納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 20 年 8 月 17 日から同年 9 月 30 日まで
A株式会社B所（現在は、C株式会社）には昭和 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで勤務していたのに、厚生年金保険加入記録は同年 5 月 1 日から同年 8 月 17 日までとなっている。申立期間においても厚生年金保険に加入していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人は、申立期間においてA株式会社B所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間①について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人と同時期に被保険者資格を取得した者、数人に対し、各自の入社時期を照会したところ、複数の者が厚生年金保険に加入した日よりも数か月前を入社時期として記憶していたことから、当該事業所においては、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

また、申立期間②については、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A株式会社B所は昭和 20 年 8 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以後において厚生年金保険被保険者であった者は確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記録（旧台帳）には、当該事業所に係る被保険者資格の取得日は昭和 20 年 5 月 1 日、資格喪失日は同年 8 月 17 日と明確に記載されており、このほかに申立人に係る記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

申立期間はA市（現在は、B市）の株式会社C（現在は、有限会社D）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和 46 年 11 月 10 日から 48 年 3 月 20 日まで株式会社Cにおいて勤務していたことは認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、株式会社Cは、申立期間当時において厚生年金保険の適用事業所に該当が無い。

また、商業登記簿謄本によると、株式会社Cは昭和 45 年 2 月 * 日に設立され、平成 8 年 5 月 * 日に有限会社Dに組織変更されているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、10 年 2 月 1 日であることが確認できる。

さらに、株式会社Cの当時の代表取締役は既に他界しているが、同社の元取締役（元代表取締役の妻）は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、当時、厚生年金保険の適用事業所であった記憶は無いし、従業員が厚生年金保険に加入していた記憶も無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月1日から28年1月5日まで
昭和27年12月1日に株式会社A（現在は、株式会社B）C支店に入社し、その月からD業務等をしたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が28年1月5日となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、株式会社AのC支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社AのC支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において資格取得日が昭和28年1月5日である同僚14人のうち、照会可能な10人に採用年月日を照会したところ、回答のあった全6人が27年12月に採用されたとしており、さらにこのうちの一人は、「試用期間があり、27年12月分の社会保険料は控除されていなかった。」と供述している上、雇用保険被保険者資格の取得日が申立期間に近接する同僚7人も、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該資格取得日の属する月の翌月又は翌々月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、事業主は、申立てに係る照会について、当時の資料が無く不明と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 7 月 17 日から 20 年 6 月 15 日まで
昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 6 月 15 日まで A 株式会社（現在は、株式会社 B）において勤務したが、厚生年金保険の記録において、被保険者期間が 19 年 4 月 1 日から同年 7 月 17 日までとされ、同年 7 月 17 日から 20 年 6 月 15 日までの記録が無い。この期間は A 株式会社の社命により、C 市の D 株式会社 E 工場に常駐した期間と、同工場が空襲により燃失した 20 年 * 月以降の A 株式会社（D 株式会社 F 工場）における勤務期間にあると記憶している。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 6 月 15 日まで A 株式会社（20 年 * 月から、D 株式会社 F 工場）に勤務し、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、株式会社 B は申立人に係る人事記録は保存していないと回答している上、A 株式会社の元事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に被保険者資格を取得した者のうち、照会可能な者全 3 人に問い合わせ、このうち申立人を記憶している同僚一人から回答を得たものの、申立人の勤務状況及び保険料控除についての具体的な供述は得られなかった上、同名簿及び D 株式会社 E 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の両方において被保険者である者のうち、照会可能な者 10 人に

問い合わせ、6人から回答を得たが申立人を記憶している者はいなかった。

なお、申立期間において、D株式会社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、申立人の同社における厚生年金保険の加入を確認することはできなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年から 38 年まで
② 昭和 58 年 10 月から 61 年まで
③ 昭和 62 年から平成 3 年まで

昭和 36 年から 38 年まで A 株式会社 が経営する B 店において C 職として勤務した。また、58 年 10 月から 61 年まで D 院において、引き続き 62 年から平成 3 年まで E 院において F 職として勤務したが、これらの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 株式会社の経営する B 店において C 職として勤務し、同期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、申立人は、上司及び同僚の氏名を記憶していないため、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人と同時期に同社において被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者 16 人に申立人について問い合わせたところ、11 人から回答を得たが申立人を記憶している者はいなかった。

また、申立期間①において社会保険事務を担当していた同僚は、「A 株式会社は、申立期間①において、C 職を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、A 株式会社は、申立人の同社における勤務については確認できないとしている上、申立期間①の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、かつ、健康保険番号に欠落も

無いことから、申立人の同社における厚生年金保険の加入を確認することはできなかった。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、D院においてF職として勤務し、同期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、D院は、「申立期間②において、F職の者は直接雇用しておらず、株式会社Gからの派遣者であった。このため、厚生年金保険に係る届出及び保険料の控除は行っていない。」と回答している。

また、株式会社Gの元事業主は、D院との取引関係を認めた上で、「株式会社Gは既に廃業しており、同社に係る全ての記録を保存していないため、申立人の在籍は確認できないが、当時F職の者は厚生年金保険に加入させないのが通例であり、同社に在籍したF職の者についても厚生年金保険の加入手続を行っていない。」と供述している。

さらに、オンライン記録から、申立人が申立期間②において、国民年金の法定免除を受けていることが確認できる上、申立人は、当該免除の届出を自ら行ったと供述している。

加えて、申立人の申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録が無い上、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人は、E院においてF職として勤務し、同期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、E院は、「申立期間③において、F職の者は患者との個人契約により院内で勤務しており、院との雇用関係も無い。このため、厚生年金保険に係る届出及び保険料の控除は行っていない。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立人が申立期間③において、国民年金の法定免除及び申請免除を受けていることが確認できる上、申立人は、当該免除の届出及び申請を自ら行ったと供述している。

なお、申立人は、上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、同僚に係る調査を行うことができなかった。

さらに、申立人の申立期間③に係る雇用保険の被保険者記録が無い上、

申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
現 住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 14 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
昭和 14 年 4 月 1 日に株式会社A（現在のB株式会社の前身企業）C所に入社し、D担当として、20年8月末まで勤務した。

年金事務所において、厚生年金保険被保険者記録を照会すると申立期間の記録が確認できないと言われたが、株式会社AのC所に勤務していたときは、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、納得できないので調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が株式会社AのC所に昭和 14 年 4 月に入社して、申立期間に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 14 年 4 月 1 日から 16 年 12 月 31 日までの期間は、労働者年金保険法（16 年法律第 60 号）が施行される前の期間であり、また、同法が施行された 17 年 1 月 1 日（同法附則第 71 条の規定による保険料徴収の開始は 17 年 6 月 1 日）から 19 年 9 月 30 日までの期間は、同法の適用期間であり、適用事業所名簿によれば、株式会社AのC所は、17 年 1 月 1 日に同法における適用事業所となっていることが確認できるが、同法においては、工場法又は鉱業法の適用を受ける工場又は事業場等に使用される男子筋肉労働者のみが適用対象とされており、D業務に従事していたとする申立人、その上司及び同僚は、同法の適用対象外であったものと推認される。

また、株式会社Aは、昭和 25 年 5 月に解散しており、B株式会社の現在の事業主は、「株式会社Aは、当社の前身の企業であるが、法人格が違いため、戦時中の在籍及び年金等の届出状況について確認できる資料が無

く、明確な回答を差し控える。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

さらに、株式会社AのC所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同所が適用事業所となった昭和17年1月1日から19年9月30日までの期間に申立人の記録は無く、19年10月1日に被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できた同僚12人に照会したところ、回答のあった7人のうち、入社日を記憶していないとする二人を除いた5人は「自分が同所に入社したのは、14年（一人）、16年（一人）及び18年（3人）であるが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは19年10月1日である。」旨を供述している上、申立人が名前を記憶していた上司3人及び同僚一人のうち、申立人がフルネームを記憶していないため、該当者を特定できなかった上司一人を除く3人は、申立人と同じ同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 31 年 6 月 10 日まで
申立期間は、A株式会社の事務員として、事務室のB氏の下で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人は「C」姓であったが、回答のあった同僚のうち一人が「Cという名前に記憶は無いがBさんの下で働く年下の女性は記憶している。しかし、いつからいつまで勤務していたかは分からない。」としており、ほかに申立人のことを記憶している同僚はいないため、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことを確認できない。

また、当時の事業主は既に死亡し、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した5人の同僚も一人は死亡、4人は所在が確認できず、申立内容に係る事実を確認できない。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿では、申立人の資格取得日は昭和31年6月10日と記載され、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも申立人の資格取得日は同日であり、申立人が主張する29年4月から31年6月9日までに資格を取得した者のうちに申立人の氏名は確認できず、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も認められない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はなく、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から29年3月6日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、連合国軍のA施設において、B職として勤務していた申立期間が厚生年金保険の被保険者期間ではないことになっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A施設に勤務していたとしている。

しかしながら、A施設の社会保険業務を引き継いだC事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険の加入記録では、オンライン記録と一致した昭和24年4月1日から同年12月21日までの期間及び25年2月10日から同年5月12日までの期間については、連合国軍のD施設での被保険者期間の記録はあるものの、申立期間に係るA施設での被保険者期間はない。

また、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」(昭和26年7月3日付け保発第51号)により、連合国軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者については、26年7月1日以降は、政府の直僱使用人としての身分を喪失することとなり、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人等は、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならない取扱いとされているところ、申立人は、申立期間に「A施設でB職として勤務していた。」と供述しており、上記通知により家事使用人等が厚生年金保険の強制被保険者とはならなくなった日以降の申立期間であるため、A施設に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にも申立人の氏名の掲載が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月2日から29年4月12日まで
② 昭和29年10月1日から30年8月25日まで
③ 昭和31年1月10日から32年11月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①及び③のA株式会社並びに申立期間②のB社に勤務していた期間が、脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和32年11月1日）から約3か月後の33年2月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間③に係る事業所を退職後、昭和38年10月25日に国民年金に任意加入するまでは厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4847 (事案 3605 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 40 年まで
② 昭和 40 年から 42 年まで
③ 昭和 42 年から 43 年まで
④ 昭和 43 年から 44 年まで
⑤ 昭和 59 年 4 月 17 日から 61 年 4 月まで

社会保険庁(当時)の記録では、A会社の下請であるB有限会社の社員として各工事現場に勤務していた申立期間①、②、③及び④並びにC株式会社に自己のDを使用して準社員として勤務していた申立期間⑤の厚生年金保険被保険者記録が無いので、今一度調査し年金記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④までについて、申立人はB有限会社に勤務していたとしているが、当該事業所の所在地及び同僚等の氏名は不明としていることから、当該事業所を特定できない上、B有限会社の元請会社であったとするA会社(4社)は、当該事業所について、「不明。」又は「下請ではない。」と供述していることなどから、当該事業所が適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立期間⑤について、C株式会社の事業主は、「申立人とは、請負契約を結んでいたもので、申立人は当社の社員ではない。」とし、当時の同僚も「申立人のことは知らない。」と供述している上、申立人は、平成 14 年 9 月 3 日に脱退手当金を請求しているところ、当該請求時には、C株式会社における被保険者期間をオンライン記録どおりと認識していたことが推認できる。

これらのことから、全ての申立期間について、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の申立てについては、申立期間①から④までの B 有限会社について、再度、元請業者であったとする A 会社の未照会部署（4 か所）に確認したが、B 有限会社については、「不明。」又は「下請ではない。」との供述が得られている。

また、申立期間⑤の C 株式会社については、申立人は準社員として勤務したと申し立てているが、申立期間の始期である昭和 59 年 4 月以前及び以後に勤務した同僚 7 人に新たに照会したところ、5 人から回答があり、そのうちの 3 人は、「申立人は知っているが、E 職で社員ではない。」と回答している上、二人からは、「申立人を知らない。」との供述も得られている。

- 3 今回、申立人は、新たな資料や情報を提出することなく、当該事業所に勤務していたと主張するのみであるが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
- 4 そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4849 (事案 3428 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から 57 年 4 月 15 日まで
前回第三者委員会で審議された結果、有限会社Aに勤務した期間があっせんできないといわれたが、納得できないので再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、有限会社Aに勤務していたことは認められるが、当時取締役であった事業主の妻が、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の届けを出しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述しており、ほかに控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間に給与から健康保険及び厚生年金保険の保険料を控除されていた記憶があると主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月頃から 46 年 12 月 1 日まで
② 昭和 53 年 8 月頃から同年 9 月頃まで

申立期間①について、昭和 44 年 10 月頃から 46 年 11 月 30 日まで A 株式会社に勤務したが、この期間について厚生年金保険の被保険者期間の記録が無い。

申立期間②について、昭和 53 年 8 月頃から同年 9 月頃まで株式会社 B（現在は、株式会社 C）に勤務したが、この期間について厚生年金保険の被保険者期間の記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、正社員として A 株式会社で D 担当として勤務していたと申し立てているが、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡の取れた 11 人に照会したところ、8 人から回答が得られたものの、8 人全員とも申立人を記憶しておらず、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な供述は得られなかった。

また、A 株式会社の事業主に照会したところ、「申立期間①当時の人事記録及び社会保険関係等の資料が残っていないため、申立人の勤務状態、保険料の控除及び納付については不明。」としている上、「当時は、臨時雇用及び請負等の雇用形態があったように見受けられる。」との回答であった。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、

申立期間①において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①に係る申立人の雇用保険の加入記録が無い上、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡の取れた7人に照会したところ、4人から回答が得られたが、そのうちの一人は、「同姓の人が入社して来たという記憶はある。」としているものの、ほかの3人は申立人については不明としており、勤務実態は確認できない。

また、上記の元同僚は、「Eという激動の当時の状況からすると、公共事業や民間工事が殺到する中で、それに比しF職やそのほかの技術者が圧倒的に不足し、経営者と現場の従業員は不慣れな社会保険制度には認識が浅く、工事の遂行に必死で理想的な社会保険の加入状態ではなかった中で、申立人は、入社と同時に社会保険に加入することは、まずご本人にもその意志は無かったのではないかと思う。」と供述している。

さらに、株式会社Cの事業主に照会したところ、「申立期間②当時の人事記録等は無く、申立人の記録については不明。」との回答であった。

加えて、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間②に係る申立人の雇用保険の加入記録が無い上、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月から28年6月まで
② 昭和29年10月から30年4月まで
③ 昭和30年6月から31年12月まで

昭和24年4月からA施設で勤務していたが、申立期間①については、B施設において、C職として勤務し、申立期間②については、D施設において、E職として勤務し、申立期間③については、F施設において、G職として勤務していたにもかかわらず、その間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査して申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①は、B施設において、C職として勤務し、申立期間②は、H町（現在は、I市）のD施設内において、E職として勤務し、申立期間③は、F施設において、G職として勤務していたとしている。

しかし、申立期間当時、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号）により、同施設の宿舎施設等の非軍事的業務に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされていたところ、申立人は、申立期間①については、B施設のC職として勤務し、申立期間②については、E職として勤務し、申立期間③については、G職として勤務したと主張していることから、同通知に基づき厚生年金保険被保険者資格を喪失したものとうかがえる。

また、申立人は、A施設にのみ勤務していたと主張していることから、社会保険事務所（当時）の記録から、全ての申立期間においてA施設に係るほかの事業所の被保険者記録を確認したものの、申立人の記録は確認で

きない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、各申立期間に被保険者とされている複数の同僚に勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無について照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間①について、申立人が記憶している元同僚一人に勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無について照会したが、「私が申立人と一緒に勤務していたのは申立期間以前の昭和 23 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日までであり、申立人との接触は無く、分かりません。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4852 (事案 1017 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月から36年8月まで

昭和32年8月から36年8月までの間、A株式会社(現在は、B株式会社)に継続して勤務した。この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、年金事務所の記録では被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、新たな期間が追加された申立期間についての申立てが行われたが、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、同僚調査の結果においても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月頃から41年3月頃まで

昭和30年4月頃から41年3月頃までにかけてA市及びB方面で船員としてC業などに従事した。社会保険事務所(当時)に船員保険の加入記録を照会したところ、A市内のD株式会社において36年5月18日から同年7月23日までの2か月間の記録のみが確認できた。この記録以外にも船員保険の被保険者としての記録があるはずだが船員手帳は紛失してしまい、船名及び船舶所有者の氏名も分からない。いつどこで乗下船したのか同僚の名前も記憶に無いが、申立期間に間違いなく船員として乗船し船員保険に加入していたので、記録を探し被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に船員保険被保険者として船舶に乗船し保険料を控除されていたと主張しているが、当時の船員手帳を保管しておらず、船舶名、船舶所有者及び同乗した同僚の氏名等を記憶していないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、D株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和36年5月18日から同年7月23日までの2か月間にE船における船員保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人の被保険者証記号番号の前後に記載されている同職種の同僚で、連絡可能な17人に照会したが、回答があった7人は全員が「申立人を知らない。」と供述している上、同名簿において、申立人の当該被保険者記録の前後の期間である35年5月から38年8月までの期間に係る申立人の被保険者記録の有無を調査したところ、約5,100人の調査対象記録の中に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、D株式会社の後継会社である株式会社Fでは、「昭和30年代の船員名簿は残っていたとしても船舶を単位に保管されているため、船舶名が不明では調査は不可能である。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
平成 8 年 12 月 1 日から 12 年 3 月 31 日まで勤務した A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日になっている。同日も勤務していたことは確かなので、12 年 3 月も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社において申立期間の頃に使用されていたとする出勤確認表から、毎年 3 月 31 日は休日とされていたことが確認できる上、同社から貸与されていた身分証明書の有効期間が平成 13 年 3 月 31 日までであったことから、申立期間においても同社に継続勤務していたと主張している。

また、申立人は、B 社の保管している申立人の任用期間を平成 12 年 3 月 30 日までとする A 社の人事異動通知書は申立期間当時に作成されたものではなく、20 年 11 月に行われた B 社の人事課長と自身との電話会話の内容から、人事課長が資格喪失日の訂正を行おうとしたことは明らかであるとして、申立期間に係る資格喪失日を 12 年 4 月 1 日と訂正するよう求めている。

しかしながら、B 社は、当時の A 社では、2 年間の有効期間を持つ身分証明書を一律に職員に貸与して退職時には回収する運用をしていたため、身分証明書に記載されている有効期間は任用期間を示すものではなく、申立人の同社における任用期間は、当該人事異動通知書の記載内容のとおり平成 12 年 3 月 30 日までであり、申立期間には同社に勤務していないと主張している。

また、申立人から提出された人事課長との電話を録音したとするカセットテープを聴取したところ、記録の訂正に係る時効についての言及はある

ものの、資格喪失日の訂正を試みたとの人事課長の言及は確認できなかった。

さらに、A社に係るオンラインの記録から、平成9年から12年までの年度末に厚生年金保険被保険者資格を喪失した6人全員の資格喪失日が3月31日であることが確認できることから、申立期間当時、同社における厚生年金保険被保険者が年度末に任用満了となる際の被保険者資格喪失日は、3月31日であったことがうかがえる。

加えて、B社の保管するA社の基準給与簿からも、同社が、申立人の平成12年3月の厚生年金保険料を給与控除した事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から64年1月1日まで
株式会社Aには昭和38年11月1日から平成5年1月1日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が漏れているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に株式会社Aに継続して勤務していたと主張しており、従業員の供述においても期間の特定はできないものの、申立人が申立期間頃に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は同社事業主の妻であり、常勤役員であったことから、雇用保険の加入記録が無い上、申立期間の給与からの保険料控除についても明確な記憶が無く、これを確認できる資料等を所持していない。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間の始期である昭和60年4月1日は資格喪失日と記録され、オンライン記録では同日の資格喪失を発生原因として同年5月16日付けで申立人に係る老齢年金の裁定が行われ、申立期間のうち、同年4月から63年11月までの期間について、申立人自身の老齢年金が全額支給されており、同年12月については、申立人の夫の死亡失権による遺族年金を選択したことから、受給中の老齢年金が全額支給停止になったことが確認できる。

さらに、株式会社Aは既に適用事業所ではなくなっており、給料明細書等の資料は保管されておらず、事業主も既に死亡していることから、勤務実態及び保険料控除について確認することができず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4860 (事案 2932 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
平成 6 年 9 月 30 日に株式会社 A を退職したので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 10 月 1 日である。よって、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（前回申立時の申立期間は、平成 6 年 9 月 30 日から 7 年 7 月 30 日まで）については、株式会社 A は既に無く、申立期間当時の事業主も、申立期間当時の社会保険事務処理等の状況は不明としている上、同僚からも申立人の勤務実態について供述を得られなかったこと、申立人は、株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 6 年 9 月 30 日（申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日）に健康保険任意継続被保険者資格を取得し、同年 9 月及び同年 10 月の保険料を同年 10 月 12 日に納付しているなどのことから、既に当委員会の決定に基づく 22 年 4 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は新たな資料等はないとしており、申立期間当時の事業主及び同僚に再度照会したが、申立人の退職日、申立期間の厚生年金保険の加入及び給料からの厚生年金保険料の控除について供述を得られない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 1 日から同年 2 月 24 日まで
株式会社Aの昭和 56 年 1 月分の給与明細書があり、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが分かるので、申立期間も同社で厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは既に解散し、元代表取締役は、申立期間当時の労働者名簿及び賃金台帳等は無く、申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料控除については不明としている上、同僚からも、申立期間当時の申立人の同社における勤務実態について供述を得られない。

また、オンライン記録において、申立期間の途中である昭和 56 年 2 月 1 日まで申立人の厚生年金保険被保険者記録があるB社（現在は、C株式会社）では、申立人について、52 年 12 月 28 日に嘱託として入社し、53 年 5 月 1 日に職員登用（オンライン記録によるB社における被保険者資格取得日）、56 年 2 月 1 日外部嘱託（同じく被保険者資格喪失日）、同年 2 月 12 日退職であり、53 年 5 月 1 日から 56 年 1 月 31 日までの間は同社が直接雇用した期間であるとしている上、申立人が所持している退社証明書には、「退社年月日 昭和 56 年 2 月 12 日」と記載されており、申立人も、同時に同社及び株式会社Aに勤務していた記憶は無いとしている。

なお、申立人は、株式会社Aの昭和 56 年 1 月分の給与明細書と主張する給与明細書を提出しているものの、上記のとおり、申立人の申立期間の同社における勤務実態について確認できなかったことなどから、当該給与明細書に記載の給与が、申立人が申立期間に同社に勤務した結果得たものと判断するには至らなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、株式会社Aが加入していたD基金では、申立人の同基金に係る資格取得日は昭和56年2月24日であるとしており、オンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月から同年 9 月 22 日まで
② 昭和 35 年 12 月 28 日から 36 年 2 月まで

昭和 35 年 7 月から 36 年 2 月まで、A 区にあった B 株式会社の工場に勤務し、C 業務に従事していた。申立期間①及び②についても、同工場に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記によれば、B 株式会社は既に解散し、同社の元取締役は、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることはできない。

また、B 株式会社の同僚からも、申立人の具体的な勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることはできない。

なお、B 株式会社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致し、申立期間に、申立人が当時名乗ったとする氏名及び旧姓とも確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月 15 日から 14 年 7 月 26 日まで
株式会社Aに平成 13 年 12 月 15 日に正社員として入社し、申立期間以降まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の手帳のメモ書き及び複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時に株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Aでは、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除については不明としている上、複数の同僚から、厚生年金保険に加入させない試用期間があったとの供述があり、これらの同僚が入社したとする時期から厚生年金保険の被保険者資格取得日（オンライン記録による）まで6か月間以上の期間が認められる。

また、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の被保険者資格取得日は、平成 14 年 7 月 26 日であり、オンライン記録による同社における厚生年金保険被保険者資格取得日と一致する。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 13 日から 40 年 3 月 23 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金として支給されたことになっていたが、自分は脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 26 日から 50 年 1 月 29 日まで
年金記録を確認したところ、A 株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額が、当時、実際に受け取っていた給与額よりも低くなっていた。当時の基本給に毎月の残業代等を含めると、記録にある標準報酬月額の倍以上の金額になると思われるので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、申立人と同時期に同社で被保険者資格を取得した複数の同僚が、申立人と同様に、標準報酬月額の定時決定及び随時改定が行われており、当該同僚からは、自身の標準報酬月額が不適切であるとの供述は得られなかった。

また、上記同僚のうち、申立人が同時期に同社に入社したとする同僚で、申立期間における標準報酬月額が申立人の標準報酬月額より著しく高い者はいないほか、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月及び 48 年 8 月から同年 10 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の上限の標準報酬月額（23 級 6 万円及び 33 級 13 万 4,000 円）であることが確認できる。

さらに、申立人の標準報酬月額を遡及して訂正するなどの不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる記録は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に不自然な点は見られない。

加えて、A 株式会社は、平成 3 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できず、このほ

か、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで

私は、Aに昭和 34 年 3 月に「臨時雇用員」として採用され、同年 4 月及び同年 5 月は「試用員」、同年 6 月 1 日から「職員」となり、同日付けでB組合へ加入した。日本年金機構の回答では、同年 6 月 1 日から 35 年 6 月 1 日までの年金記録が確認できないとのことであったが、34 年 6 月 1 日付けの職員発令辞令を保管しているので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合によれば、「職員」として発令されている期間についてはB組合員期間であるとしているところ、申立人は、昭和34年 6 月 1 日付けの「職員」辞令を保有している。

しかしながら、C社(D部)が提出した申立人の履歴カードには、申立人が昭和34年 3 月 2 日付けでE担当として採用され、以後35年 3 月まで臨時雇用員として勤務していたこと、また、同年 4 月 1 日付けで試用員を、同年 6 月 1 日付けで職員を命じられていること等が詳細に記載されている。

このことについて、同社は、「申立人の履歴カードは、臨時雇用員及び試用員期間について、俸給、就業日数等詳細に記載されている。その後退職までについても記録漏れなどは無いと見受けられる。」とした上で、「B組合への加入は職員となってからである。」と回答している。

一方、申立人が、B組合ではなく、厚生年金保険に加入していた可能性について、適用事業所名簿において申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和38年12月 1 日であることが確認できるところ、同社は、「38年12月以降は、勤務箇所又はF局等の単位で厚生年金保険の

適用事業所となっていたところがあり、臨時職員や試用員であっても、勤務日数等の条件を満たせば、厚生年金保険の被保険者となることができたが、申立人の申立期間はそれよりも前の時期である。」と供述している上、申立人にも保険料控除についての具体的な記憶は無い。

さらに、B組合も、「組合員原票を始めOA上の全ての資料において、申立人は、昭和35年6月1日付けでB組合に加入したことになっており、今回申立人が提出した職員発令辞令の写しのみではこれらのデータを否定することは困難である。」と回答している。

このほか、申立人が当該期間においてB組合員として勤務していた事実及び厚生年金保険被保険者としての保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月13日から同年8月20日まで
② 昭和44年6月5日から同年8月10日まで
③ 昭和46年3月17日から同年6月10日まで

申立期間①はA市にあったB株式会社、申立期間②及び③については、C市にあったD株式会社、E株式会社にそれぞれ勤務していたが、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。申立期間について、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人は、申立人が主張するとおりB株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B株式会社に係る履歴事項全部証明書から、同社は平成20年10月*日に破産手続が開始されていることが確認できるところ、同社の元事業主からは、「当時のことについては資料が無く不明であるが、おそらく短期雇用していた労働者は、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」旨の回答が得られた。

また、同社の破産管財人は、「私が手元に預かっている資料の中に、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料は無い。」と供述しており、両者から申立人の申立期間①に係る勤務実態、保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができなかった。

さらに、申立期間①に同社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚5人に照会し、そのうちの二人から回答があったが、いずれも申立人について具体的に記憶しているものはいなかった。

加えて、申立期間①における健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録からは、申立人の氏名は確認できない上、健康保険証番号は連番で払い出されており、欠番も無い。

- 2 申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人は、申立人が主張するとおりD株式会社に勤務していたことが認められるものの、申立人からは、当時の同僚に係る記憶について供述が得られない上、申立期間②当時に同社において厚生年金保険被保険者記録があり、現在連絡のとれる同僚一人に申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除について照会するも、回答は得られないことから、申立人が同社において、厚生年金保険被保険者の資格を満たしていたかについて確認することはできなかった。

また、閉鎖事項全部証明書から、D株式会社は平成17年6月*日に破産手続廃止決定が確定されていることが確認できる上、同社の元事業主に、申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除等について照会するも回答が得られなかった。

さらに、同社の破産管財人は、「私が保管している資料の中に、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料は無い。」と供述しており、申立期間②に係る勤務実態、保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができなかった。

加えて、申立期間②における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号は連番で払い出されており、欠番も無い。

なお、同社はオンライン記録から、F組合の組合員であったことが確認できるところ、同組合は、「申立期間②当時の加入記録は保存していない。」と回答している。

- 3 申立期間③については、雇用保険の記録から、申立人は、申立人が主張するとおりE株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、E株式会社の事業主からは、「申立期間③当時の資料は無く、申立人の勤務実態等については不明であるが、短期雇用していた労働者は、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」との回答が得られた。

また、申立人と同じくG市の出身で、E株式会社で短期労働者のまとめ役をしていた同僚(故人)の妻は、「期間の特定はできないが、申立人

は、E株式会社に勤務していたことは間違いない。申立人のほかに3人がE株式会社で働いていたと思う。」と供述しているが、当該3人に係る申立期間③の厚生年金保険の加入状況について調査したところ、その全員について同社においての被保険者記録は確認できなかった。

さらに、申立期間③における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号は連番で払い出されており、欠番も無い。

なお、同社の事業主は、「F組合の組合員である。」と供述しているところ、同組合は、「申立期間③当時の加入記録は保存していない。」旨回答している。

- 4 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から44年3月31日まで

A市にあったB社（現在は、株式会社C）が、昭和42年にD駅前E店を開店するとのことで、同年3月に短大を卒業した私は、同社の求人に応募し入社した。入社時に担当者から「社会保険には加入します。」との説明があったことを覚えているが、日本年金機構の記録によれば、同社での厚生年金保険被保険者記録が全く無い。同社では約2年働いたにもかかわらず、当該記録が無いことに納得がいかない。

第三者委員会で調査の上、当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がE店において一緒に働いていたとする同僚F氏は、「期間の特定はできないが、申立人は、新卒で入社しフルタイムで働いていた。」と供述しており、また、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人の同記号番号（*）は、昭和42年7月20日に払い出され、同年4月1日にB社において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、申立人は、期間の特定はできないものの、B社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、前述のF氏のほか同期にE店に入社した同僚G氏の氏名を記憶しているところ、当該G氏も申立人と同日にB社において厚生年金保険の資格を取得していることが同払出簿から確認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、療養中につき連絡を取ることができない上、前述の同期入社G氏における厚生年金保険被保険者記号番号は基礎年金番号に統合されておらず、住所が判明しないことから、当

時のE店における厚生年金保険の加入要件等について供述を得ることができなかった。

また、申立人とは職場は異なるが、B社のH部門にいたとする同僚I氏は、「専門学校を卒業した昭和40年にB社に勤務したが、私が厚生年金保険の資格を取得したのは、1年後の41年である。」と供述しているほか、B社の事業を引き継いだとする株式会社Jの代表取締役からは、「当時のことについて知っているものに聞いたところ、申立人は、B社に在籍はしていたようであるが、申立人に関する資料も無いことから、勤務実態、保険料控除等については不明である。」との回答があった。

なお、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和42年7月20日付けで、同年4月1日を資格取得日とする届出がなされた旨の記載がある一方、「42年9月23日資格取消」の記載が確認でき、前述のG氏及び申立人とは職場は異なるが、B社のH部門にいたとする同僚K氏についても同様の処理がなされていることを踏まえると、事業主から当該3人について当該取得の取消しに係る届出がなされたものと考えられる。

このほか、申立人及びG氏に係る雇用保険の記録も確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 28 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで株式会社Aに勤めていたが、厚生年金保険の被保険者記録が 28 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までとなっており、同年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの記録が無い。

また、昭和 28 年 5 月 1 日から株式会社Bに勤めたが、厚生年金保険の被保険者記録が同年 12 月 1 日からとなっており、同年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述から、申立人が申立期間①において、株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同僚の一人が「申立期間①が見習期間ということはありません。」と述べているとともに、申立人とほぼ同じ頃に当該事業所に入社し、「申立人と一緒に勤務した。」と述べている同僚の厚生年金保険の被保険者の資格取得日も申立人と同じ昭和 28 年 4 月 1 日となっていることから、当該事業所では入社後に見習期間を設け、当該期間については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和 28 年 4 月 1 日に同社において、厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致しているとともに、当該名簿における健康保険の整理番号は、新規適用時（25 年 11 月 1 日）から欠落は無い。

さらに、当時の事業主関係者は、「当時の資料は一切残っていない上、経理担当者も既に他界している。」と述べており、申立人の申立期間①に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできない。

2 申立期間②について、事業主関係者及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間②において、株式会社Bに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同僚の一人が「当時、労災事故があり、監督官署の調査が入った後の昭和28年12月に一斉に年金に入った。それまでは、年金に入っていない。」と述べているところ、同月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が申立人を含め7人確認でき、当該事業所がそれまで被保険者資格を取得していなかった者について、28年12月に一斉に加入させたことがうかがえる。

また、申立人は昭和28年5月1日から被保険者期間であると申し立てているが、適用事業所名簿により、当該事業所は同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同日より前は、当該事業所は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和28年12月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致しているとともに、当該名簿における健康保険の整理番号は、新規適用時（28年8月1日）から欠落は無い。

加えて、事業主関係者は「当時の経理や社会保険担当者は亡くなっており、資料も残っていない。」と述べており、申立人の申立期間②に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできない。

3 このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4875 (事案 4059 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで
昭和 55 年 10 月頃から 57 年 3 月頃まで、A 株式会社に運転手として勤務していた。自分の年金記録を確認したところ、同社に勤務していた頃の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。平成 22 年 6 月に第三者委員会に申立てをしたが、記録訂正につながらなかった。同社に勤務していた記憶は確かであり、被保険者原票に自分の名前が無いことには納得できないので、再度、調査を行い、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、当時の事業所の所在地、名称等を記憶していたものの、事業主は、申立期間に係る保険料を申立人の給与から控除していたかどうかについては関連資料を保存していないため不明としていること、回答を得ることができた同僚は、申立人の勤務実態については記憶が無い又は不明としていること、申立期間に係る雇用保険の記録は確認できないこと、A 株式会社に係る昭和 52 年 12 月から 57 年 6 月までの健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前が無い上、健康保険の整理番号に欠番は無く社会保険事務所(当時)で記録が失われていたとは考え難いこと、及び申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる資料が無いこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A 株式会社に勤務していた記憶は確かであり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に自分の名前が無いことに納得できないことを理由に申立てをしているが、同原票を昭

和 46 年 8 月から 61 年 1 月までの被保険者資格取得者について確認したところ、その中に申立人の名前は無く、整理番号は連番であり、欠番も無い。さらに、同社の関連会社である B 株式会社及び C 株式会社についての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にも申立人の名前は無く、整理番号は連番であり、欠番は無い。

また、申立人は、A 株式会社における勤務内容及び車^{りょう}輛仕様等を記憶している上、同僚一人が申立人のことを記憶していることから、申立人が同社の仕事に携わっていたことがうかがえるものの、申立期間及びその前後の期間において同社に在籍し、厚生年金保険に加入していた同僚 23 人について雇用保険の加入記録を確認したところ、取締役一人を除く 22 人の記録が確認できることから、雇用保険への加入記録の無い者は厚生年金保険にも加入していなかったことが推認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 25 日から 38 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 6 月 30 日まで A 株式会社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 株式会社に勤務していたと申し立てているが、同社は既に解散し、事業主も死亡している上、当該事業所に係る商業登記簿謄本で確認できる役員は所在が不明のため、申立人の勤務の状況及び保険料の控除について確認することができない。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 13 人に照会して 6 人から回答があったが、いずれも申立人を覚えていないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
株式会社A（現在は、B社）のC店に勤務していた期間のうち、平成 9 年 10 月から 10 年 9 月までの標準報酬月額が、7年及び8年より下がっていることが納得できない。調査の上、正しい月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、報酬月額は一定していたと主張しているが、オンライン記録によると、昭和 61 年 9 月 16 日から平成 11 年 9 月 16 日まで株式会社Aの厚生年金保険に加入しており、7年 10 月から 9 年 9 月までの標準報酬月額は 13 万 4,000 円（6 等級）、同年 10 月から 10 年 9 月までの標準報酬月額は、1 等級低い 12 万 6,000 円（5 等級）になっていることが確認できる。

また、事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

さらに、株式会社Aが加入しているD基金及びE組合の申立人に係る申立期間当時の標準報酬月額は、厚生年金保険の記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、オンライン記録から、申立人と同様に時間給で勤務していた同僚も、同社の厚生年金保険に加入していた期間のうち、標準報酬月額の等級が途中で低くなっている者が複数いることが確認できる。

また、申立人が申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認で

きる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで
昭和 47 年頃から 49 年 9 月頃まで、A 地にあった B 社に正社員として勤務していた。正社員であったことの証明として、i) 会社の寮 (C 市所在) に住んでいたこと、ii) 社員旅行に参加していたこと (写真添付)、iii) 勤務期間中賞与の支給があったこと、iv) 同社退職後、失業保険金を受給したこと等の事実があり、厚生年金保険料も控除されていたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、私は B 社では、D 担当として勤務しており、やはり D 担当として、同時期に E さんと F さんが勤務していたのを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所について、『B 社』としているが、同事業所は、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び元同僚の供述等から、正しくは G 株式会社であると推認できるところ、申立人が提出した『B 社』に勤務していた時に撮ったものとしている写真、複数の元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録等から、申立人は、昭和 47 年 6 月 1 日から 49 年 8 月 31 日まで G 株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、時期は特定できないが、『B 社』の正社員として総務事務に従事していたとしている元同僚の女性は「私は 3 年間くらい、『B 社』に正社員として勤務したのに同社における厚生年金保険の記録は無い。『B 社』の従業員は誰も厚生年金保険には加入させてもらえなかったのではないか。」と供述しており、同人の氏名も G 株式会社の事業所別被保険者名簿では確認できない。

また、申立人は、「『B社』には知人の紹介で入社した。」としているが、G株式会社に係る事業所別被保険者名簿から同事業所の被保険者であったことが確認できる『B社』のH職であったとしている元同僚は「『B社』には他店から引き抜かれて入社した。」と供述しており、申立人が「同時期にD担当として勤務していた元同僚の名前を覚えている。」としている複数の元同僚については、G株式会社に係る事業所別被保険者名簿では氏名が確認できないこと、同名簿から住所等が確認できる元同僚20人への照会回答では、『B社』で申立人と同様の職種に従事していたとする者はいないこと等から、申立期間当時、G株式会社では、『B社』の従業員に係る厚生年金保険については、職種等により加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、申立期間について、G株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は確認できない上、同名簿の健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から同年10月27日まで
② 昭和38年11月1日から44年12月30日まで

夫が退職した平成13年に、市役所の窓口で年金記録を問い合わせ、脱退手当金を受給した記録の存在を知った。脱退手続はしていないし、脱退手当金を受け取っていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について脱退手当金は受け取っていないと主張しているが、申立人のA社及びB会の事業所別被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和45年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 22 日から 47 年 1 月 30 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便が届き、申立期間について脱退手当金を受給していることを初めて知った。

しかし、脱退手当金については請求したことも、受け取った覚えも無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には申立人の署名押印がされているとともに、昭和 52 年 11 月 5 日受付、同年 12 月 27 日支払済の印がある上、裁定伺に記載された支給額はオンライン記録と一致する。

また、申立人の申立期間②の A 社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の事業所を退職後、国民年金の被保険者となるべき期間及び被保険者となることができる期間があったにもかかわらず、いずれも国民年金の加入手続を行っておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったものとは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても受領した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受領していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月28日から24年2月1日まで
② 昭和24年2月1日から同年3月12日まで
③ 昭和24年4月1日から30年8月11日まで

私は、A株式会社B工場（申立期間①）、C株式会社（申立期間②）及びD株式会社（申立期間③）の期間について脱退手当金は請求も受給もしていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたD株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている同僚女性について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む昭和29年から30年までの期間に被保険者資格を喪失した脱退手当金の受給資格がある3人全員が資格喪失日の約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人が同時期に退職した同僚として名前を挙げた人物は、申立人と同日に資格を喪失し、脱退手当金の支給決定日についても申立人の脱退手当金の支給決定日と同日であることが被保険者記録照会回答票（一時金画面）において確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には申立人の複数の厚生年金保険被保険者番号を統合する処理が行われたことが確認でき、保険給付欄には脱退手当金の支給を示す記載がある上、申立期間に係る厚

生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年10月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。